平成２６年３月２５日　　号外

岡山県公報

発行　岡山県

目次

【監査公表】
○　平成二十四年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表　監査事務局

担当課（室）

目次

担当課（室）

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から平成二十四年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十六年三月二十五日

岡山県監査委員　蜂谷弘美
岡山県監査委員　遠藤康洋
岡山県監査委員　與田統充
岡山県監査委員　佐藤由美子

平成２６年３月２５日　岡山県公報　号外

平成２４年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）
「外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第２章　包括外部監査の結果及び意見	
Ⅱ　各外郭団体の監査の結果及び意見	
１．社団法人岡山県総合協力事業団	
（１）指摘内容	
①　賞与支給 ６月と１２月に賞与を支給しているが、発生主義会計に基づき、支給対象期間の期間帰属の状況に応じて引当計上が必要である。	より適正な財務報告となるよう指摘を踏まえ引当金の計上方法を改善する。
②　投資有価証券の計上区分 固定資産に計上されていた公債、社債のうち７０，５９２千円については、一年以内に償還日が到来することから、企業会計基準に従い流動資産に計上すべきである。	１年以内に償還日が到来する投資有価証券については、流動資産に計上するよう改善している。
（２）意見	
①　指定管理料に付随した修繕費 指定管理に関する包括協定書において、指定管理料とは別に修繕費を支給する旨を定めている。これでは、指定管理者制度を導入した効果を十分検討することができないのではないか。 今後は、同法人に修繕にかかる費用負担を課して施設管理を行い、責任を持って指定管理者として事業運営に当たるように、指定管理者に関する協定自体を見直す必要がある。	修繕費は、施設の状況にあわせて所有者である県が年度ごとに決定する必要があるため、指定管理者の提案に基づき決定する指定管理料とは別にその額を年度協定で定めているが、同法人（指定管理者）はその額の範囲内で責任を持って修繕を実施している。引き続き、さらに効率的な事業運営に取り組む。
②　中長期経営計画の策定 中長期経営計画について、資金計画の概要は作成されているが、財務ベースでの予算管理及びそれを補完するための行動計画ができていない。今後は中長期経営計画のもとに予算を作成し、それを実績と対比することにより必要な対策を講じるなど、健全な事業運営を行っていく必要がある。	同法人の事務事業の大半は県からの受託事業であり、県予算削減等により、予期できない大きな収支変動が生じるため、中長期的に精度の高い経営計画を策定することは困難であるが、可能な限り一定の見込みと目標管理を行い、さらなる経営の安定化に努めることとしている。
③　小口現金の管理 小口現金のうち、プール施設の釣銭として平成２４年３月度に４４８千円の残高が計上されていた。しかし、プールの開催期間は平成２３年度においては、７月１５日から８月３１日までであり、期末である３月末においては閉館されており、プール釣銭として別途	必要のない釣銭については、適時、預金に振り替えるほか、他施設での釣銭に利用して金種指定による金融機関手数料を節減するなど、改善を図っている。

管理する必要はないため適時に預金に振り替える必要がある。	
④　用地補償技術業務委託事業 県で予定価格を設定しているが、業務量を詳細に工数管理して積算したものではない。県は当該事業にかかる業務量を適切に見積り適正な価格で積算し委託料を決定することが適当である。	同事業は業務の性格上、個別事案ごとに内容が異なり、工数算定により業務量を積み上げる手法はなじまないため、用地補償業務を安定的に遂行するための県と受託者との標準的な業務比重により業務量を見積もっているところであるが、引き続き適正な積算となるよう検討してまいりたい。
⑤　県有資産の管理 競技関連用具等の多くの県有財産を使用しているが、日常使用時に点検を行うに留まり、十分な管理を行っていない。本来、県有財産は県に管理責任があり、固定資産の現物確認、管理は県が行うべきであるが、長期にわたり貸与されている同法人においては、同法人が十分管理し県に対し報告する義務がある。そのため、同法人は、県有財産についても管理規程を定め、台帳管理を行い、定期的な実査等により資産の現状を把握することが必要である。	競技関連用具等の県有財産の管理については、指定管理に係る業務仕様書に基づき、台帳を備えて管理しており、特に競技関連用具は、定期的な点検も実施し、消耗品の購入やメンテナンスも含めて同法人が適切に実施していると考えている。御意見を参考としつつも、まずは従来方法をベースに、今後も、県有財産の適切な管理と確実な把握を担保するよう努めてまいりたい。
２．学校法人吉備高原学園	
（１）指摘内容	
①　財務状況の開示 私立学校経常費補助金交付要綱第８条第２項によると、「補助事業者は、補助金の公共性に鑑み、財務状況の開示など情報公開に努めなければならない。」とされているが、同法人は決算書等の財務状況の開示を行っていない。要綱に則して開示すべきである。	財務状況の開示については、平成２５年９月より学校のホームページに学校法人情報公開として掲載している。
（２）意見	
①　収入確保 定員割れにより収入が大幅に減少し、平成２２年、２３年度は当期正味財産増減額も△７２，９９５千円、△１４７，４５９千円と大幅な減少となっており、学生数の確保が必要である。同法人は不登校など従来の学校になじめなかった生徒も積極的に受け入れているが、こういった生徒のみを受け入れている学校という誤った認識を一部に持たれているようである。同法人は、いろいろな生徒を幅広く受け入れる学校であることを周知する必要があり、広報のあり方に工夫が必要であるものと考える。 また、パンフレットや文字媒体のみではその良さが伝わりにくく、実際に学校に足を運んでもらえるような取組をさらに実施していく必要がある。	生徒の確保に向けて積極的に広報活動を展開しており、入試回数の増や、学校見学の随時実施などを実施したことで、平成２６年度入試も昨年度より若干ではあるが増加傾向である。また、資料請求等も増えている。 今後も安定した運営を図るために、広報活動を見直しながら展開し、定員確保に努める。

３．井原鉄道株式会社	
（１）指摘内容	
①　高架下貸付業務 同会社は高架下の土地を貸し付けており、管理は井笠鉄道株式会社に委託している。高架下貸付業務委託契約書には井笠鉄道株式会社に対して支払う委託料金は「高架下貸付に係る使用料（徴収すべき金額）から同会社が別に定める金額を控除した額」とあるが、現状は実際に回収した金額（未収分を除く）に対して契約上の割合をかけた金額を委託料として支払っている。よって、貸付料が未収となり仮に貸倒れた場合には、同会社の損失となる。現状は滞納されている貸付料を未収金として把握しておらず、貸倒引当金も設定されていない。往査日現在未収が２７件で約７０万円存在していることから、滞留状況を同会社としても把握して、回収に向けて努力するとともに、会計処理上、未収金に計上し、併せて貸倒引当金を設定すべきである。	高架下の貸付業務については、委託方式を直接徴収方式に改めたところであり、未収金については訪問による督促など引き続き回収に向けて努力していく。 また、滞納額は、未収金に計上し、貸倒引当金を設定する。
②　貯蔵品の棚卸 棚卸実施要領が作成されておらず、各箇所の担当者が１人で調査している。棚卸実施要領を作成し、さらに調査間違い防止のためにも２人以上で調査することが望まれる。	棚卸手順書を作成するとともに実施者と確認者の２名の体制で調査する。
③　譲渡性預金の表示 投資有価証券には譲渡性預金が含まれていた。譲渡性預金は有価証券として貸借対照表の流動資産の部に計上すべきである。	譲渡性預金については、有価証券として流動資産に計上する。
④　貸倒引当金の設定 貸倒引当金の設定にあたり法人税法上の法定繰入率を使用しているが、同会社は法定繰入率を使用することはできない。貸倒実績率を算定し、貸倒引当金を設定する必要がある。	貸倒実績率により、貸倒引当金を設定する。
⑤　取締役会の開催 会社法では、取締役会は３箇月に１回以上開催される必要がある旨が定められているが同会社では、頻度及び回数を満たしていない。	３箇月に１回開催する。
⑥　一括償却性資産 同会社では、一括償却性資産を固定資産ではなく長期前払費用に計上している。一括償却性資産は固定資産に計上し、決算書である計算書類の個別注記表も修正すべきである。	一括償却性資産は固定資産に計上し、個別注記表も修正する。
（２）意見	
①　人材の確保 同会社は貸地管理を井笠鉄道株式会社に委託しており、平成１０年の委託契約締結以来同一の担当者が担当しているとのことであ	高架下の貸付業務については、委託方式を直接徴収方式に改めたところである。

る。 しかしながら、この担当者以外に借地人との過去の経緯や貸地周辺の状況等を掌握している者がおらず、今後とも貸地事業を円滑に実施する観点からは不安定な状況にある。貸付管理業務の内製化も含めて、他に業務を行える人材を確保しておくことが望ましい。	また、担当者以外に業務を行える人材も確保している。
４．株式会社吉備高原都市サービス	
（１）指摘内容	
①　テナントからの預り水道光熱費の処理 テナントからの預り水道光熱費を売上に計上している。しかし、当該水道光熱費はテナント負担分を同会社がまとめて支払っているにすぎない。また同様に同会社の販売費及び一般管理費にはテナント負担分の水道光熱費も含まれている。テナントからの預り水道光熱費については、預り金として処理するか、販売費及び一般管理費の控除として処理すべきである。	平成２４年度決算期よりテナントからの水道光熱費について、預り金処理を行うこととした。
②　貸倒引当金の計上 同会社では、貸倒実績がないが法定繰入率で貸倒引当金が計上されている。貸倒実績に基づいて引当計上すべきである。	平成２４年度決算から貸倒実績に基づき貸倒引当金を計上することとした。
③　取締役会の開催 取締役会は３箇月に１回以上開催される必要があるが、会社法で定められている取締役会の頻度及び回数を満たしていない。	法律に沿った開催となるよう開催回数を増やすこととした。
（２）意見	
①　さんさん広場の活性化の方策 一般に広場は、周辺施設に集客力があってこそ、利用料金を支払ってでも利用する価値がでてくる。周辺施設が活況を呈すればおのずと広場の利用も向上する。たとえ、交通の利便性が悪く、周辺の店舗の活況はなくとも十分に繁盛している店舗の事例は一般に数多くみられる。吉備高原都市のセンター区全体の活性化のために、まずは業務商業ビル（きびプラザ）へ個別に集客力のある店舗を誘致し現状は衣食住のため吉備高原都市の外へ向いている住民の足が都市の内部へと向くように全力を尽くすべきである。 また、同会社は、平成２５年度から５年間の指定管理者として選定され、広場の施設の利用促進策を多く提案している。利用促進策は指定管理者として同会社が再選定された根拠の一つとなったものと考えられ、担当所管課はこの利用促進策の実行を促進するよう努力されたい。	商工会等関係機関と連携を図りながら、きびプラザへの入居テナントのさらなる誘致を図る。 また、平成２５年度から５年間受託（指定管理者）した広場利用については、ホームページの充実やマスメディアを通じてＰＲを図りながら、町や都市内事業所などと連携し、イベントを増加するなどして、賑わいを創出し、都市の活性化に努める。
５．岡山空港ターミナル株式会社	
（１）指摘内容	

①　**中長期経営計画の策定** 企業が責任ある事業運営を行う上で中長期経営計画の策定は必須のものである。また単年度の予算書は、この中長期経営計画を達成させるために策定されるものである。これらの一連の事業管理、予算管理構造が同会社として構築されていない。	平成２５年度中に、今後５年間の中期経営計画を策定することとしている。
②　**税効果会計** 税効果会計を適用していない。早急に税効果会計を適用する必要がある。	平成２４年度決算から適用している。
③　**預金残高の妥当性の検証** 平成２４年３月末時点における預金残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致なものがあった。 このような差異が生じていること自体、残高証明書との突合を失念したものと考えられ問題である。	残高証明一覧表を作成し、２人以上で確認する。
④　**有価証券の時価評価の算定** 平成２４年３月末時点における時価評価している投資有価証券残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致なものがあった。有価証券の時価の検証においても有価証券の保有先金融機関から入手した残高証明書との突合は、必須の作業でありその突合を失念したものと言わざるを得ない。	残高証明一覧表を作成し、２人以上で確認する。
⑤　**固定資産の除却漏れ** 固定資産台帳に計上されている固定資産に関して、実際の資産現物は無く除却漏れがみられた。 除却漏れを防止するため固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものと考える。	固定資産管理マニュアルを作成し適切に実査を行うこととした。
⑥　**関連当事者取引に関する注記** 関連当事者との間に取引があり、それが重要な取引である場合には注記により開示することが会社計算規則第１４０条に定められている。日本政策投資銀行からの借入残高５１４，１２０千円については開示対象であったが注記されていない。今後は、開示対象となる取引について正確に把握し、十分に検討されたい。	平成２４年度決算から注記している。

６．一般財団法人岡山県国際交流協会

（１）意見

①　**県による指定管理者制度の事例分析の必要性** 施設の利用率を向上させるには、指定管理者の創意工夫と構成員の意識改革による地道な努力、そしてそれを支える投資資金の裏付け、成果に対する誘因など経営の仕組み作りが重要である。 同協会は、公益法人改革に関して収益事業である貸館業務が大半であることから公益法	協会としては、今後とも引き続き経営モデルの成功事例とされるよう創意工夫に取り組んでいく。 指定管理者制度は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るといった効果が

人の認定は受けず、一般財団法人に移行しつつも非営利性が徹底された法人（営利型非分配法人）として法人税の軽減措置を受け、また同協会の利用率向上で得た余剰資金を分配することなく、同協会の魅力向上や国際交流事業に投下する好循環が生まれているものと考える。 県は、歳出削減のための指定管理料の減額志向だけではなく、指定管理者の経営モデルの成功事例として同協会の分析を行い、それを基に誘因を設定し利用料金制による収益増加メリットを追求して、制度運用の有効性を高めるべきと考える。	期待されることから、県施設への導入について積極的に取り組んできたところである。 この結果、民間事業者の創意工夫により、自主企画事業の充実、利用時間の延長、設備の整備、利便性の向上など、様々なサービスの向上が図られてきていると認識している。 また、制度の運用についても、指定期間の延長や、選定基準の改訂など、具体的な指定管理の実施状況を踏まえながら、絶えず見直しを行ってきているところである。 同協会の運営方法も参考にしながら、今後とも、制度の適切な運用に努め、制度導入の目的に沿った効果が得られるよう努めてまいりたい。
７．公益財団法人岡山県環境保全事業団	
（１）指摘内容	
①　貸倒引当金の計上 産業廃棄物処理処分料金等の売掛金残高のうち、回収懸念債権が発生しているが、貸倒引当金が計上されていない債権が８，８３３千円あった。	債権の回収に向けては、弁護士と協議し、法手続きに訴えるなど取組を進めているが、ご指摘のとおり回収懸念債権も発生していることから、回収の可能性等を勘案し、平成２４年度決算から貸倒引当金を計上した。
（２）意見	
①　ゴルフ勘定の減損の検討 平成２３年度末の貸借対照表に計上されているゴルフ勘定及びゴルフ関連固定資産の合計額は４５３百万円であるが、ゴルフ事業は固定資産投資額を上回る回収が見込める状態になく、営業活動から生じる損益が継続して損失となることから減損処理の検討が必要である。	岡山県及びゴルフ場運営委託先と当事業団との土地等の賃貸借契約の期限が近づいてきており、新たな契約についての協議が必要と考えているが、その内容によっては、収益に影響が出ることも考えられる。 このため、ゴルフ場関連の固定資産の減損処理については、その協議内容等も踏まえながら、顧問会計士及び会計監査人と協議し、検討することとしたい。
②　随意契約 現在管轄内の４カ所の建設残土センターの管理運営について、特定の民間事業会社と数年間にわたり随意契約を行っていた。随意契約により締結する理由を、新たに別会社と契約を締結した場合、新規の管理事務所の設営及び重機の搬入コストが生じるためとしていた。 しかしながら、一般競争入札とした場合には予定価格に対する落札率の下落の余地も考えられるため、契約を切り替えた場合に生じる費用と落札率の下落による契約額の減少を検討の上、経済合理性の観点から一般競争入	建設残土センターの随意契約に当たっては、当該年度の搬入見込量を前提に、見積方式により、契約金額を決定しているが、公共工事の状況により搬入される土量が変動しており、実際の契約金額は当初の搬入見込量を前提とした契約金額から変更したものとなるのが実態であり、事業者に負担を強いる結果も生じている。 また、事業の実施に当たっては土砂の受入管理（受付対応、土砂

札の導入の可能性について検討すべきである。	の判別、異物の確認、搬入量の管理等）及び建設残土センター周辺住民の信頼の確保が重要であり、相応の熟度も必要である。 こうしたこと等から、建設残土センターの管理運営については、一般競争入札に適さないものと考え、随意契約としてきたものである。 しかし、「契約を切り替えた場合に生じる費用と落札率の下落による契約額の減少を検討」とのご指摘をいただいたので、今後、ここうした検討も行い、一般競争入札の導入の可能性について検討を行っているところである。
８．公益財団法人岡山県郷土文化財団	
（１）指摘内容	
①　特別分配金の会計処理方法 保有する有価証券のうち投資信託３銘柄について、平成２０年度より平成２３年度で総額１０６百万円の特別分配金を受け取っているが受取利息として計上している。特別分配金は預貯金の利息等とは異なり、投資資産の純資産から支払われるものであるため、元本の払い戻しの性格を有する。よって、特別分配金を受領した際は、当該金額だけ取得原価を減額する必要がある。	資産台帳において、当該特別分配金を減額処理することとした。
（２）意見	
①　固定資産の現物管理 固定資産を実査する要領やマニュアルは特になく、実査した証跡等も特になかった。固定資産の実査についてマニュアル等を作成しそれに従い実査を行っていく必要がある。	平成２５年度当初に実査マニュアルを策定し、各施設において逐次実査を行い、固定資産の正確な把握に努めることとした。
②　アンケート調査方法の見直し 同財団は、犬養木堂記念館及び岡崎嘉平太記念館の指定管理者として、毎年アンケート調査を実施している。 平成２３年度における犬養木堂記念でのアンケート調査結果の回答数は２４８名、岡崎嘉平太記念館でのアンケート調査結果の回答数は５１名で、回答者数が比較的少なくなっている。これは、いずれの調査も各施設で行われる企画展の際にアンケート調査用紙を配布する方法で実施しているのみであるからと推察される。 指定管理者制度が導入されている「公の施設」についてアンケート調査を実施するのは利用者ニーズに柔軟な発想で対応することでより質の高いサービスの提供が期待されるからであるが、このような少ない回答者数に基づく分析では、当該期待の達成は困難となってしまうものと考える。 また、各施設のアンケート内容は性別、年	アンケート調査については、県と協議し内容の充実を図るとともに、入館者等へアンケート用紙を手渡しして記載を呼びかけることとした。

齢、住所、来館頻度、職員対応、施設管理、満足度の項目についてであるが、これら項目での調査のみでは利用者ニーズを十分に掴めない可能性もあり、より具体的な要望を引き出すようなアンケートの工夫が望まれる。 両施設におけるアンケート調査の方法及び内容について検討を実施することにより、利用者ニーズを施設運営に反映できる体制を構築すべきであるものと考える。	
９．財団法人岡山シンフォニーホール	
（１）意見	
①　一般会計と特別会計の人件費の区分 ①芸術鑑賞や音楽芸術振興のための公演時会場設営やチケットセンターにおけるチケット販売業務等の運営事業（岡山シンフォニーホール特別会計）と②岡山フィルハーモニック管弦楽団の事務局運営事業（岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業特別会計）がある。 人件費については、チケットセンター（友の会）に配属された者の人件費を①の特別会計に、岡山フィルハーモニック管弦楽団の事務局に配属された者の人件費を②の特別会計に計上し、それ以外の管理業務や自主文化事業の企画業務に係る人件費は一般会計に計上している。 ところが、①や②の事業においても経理業務やホールの管理運営・企画業務等に関する財団内部のサービスは受けており、これらのコストは、同法人の事業部別の執務時間を集計し、この執務時間に応じて原価配分をするなどして特別会計にも配賦させるべきであるが、同法人では現在までのところこのような原価計算は行われておらず、適正に配賦する方が望ましいものと考える。	平成２５年４月１日に公益財団法人に移行し、これに伴い、会計区分を公益会計と収益会計、法人会計に改めた。また、会計区分ごとの人件費の配賦についても、職員の配属により計上するのではなく公益法人会計基準に基づき、従事割合等の合理的な基準に基づき配賦することとした。
②　施設の利用度の向上策 シンフォニーホールの貸出予約は向こう１年３ヶ月前から受け付けているが、施設利用者の活動実績を分析し、定番催事の企画時期を狙いダイレクトメール発信することや商工会議所等を通じた民間事業者への広報活動など同法人側から利用を促進する提案を行うなど、能動的な営業活動を強化すべきである。	他の利用度の高い公共施設の取組を調査し、シンフォニーホールにおいても取り入れることができるか検討した上で、広報活動を強化することとした。
１０．公益財団法人岡山県体育協会	
（１）指摘内容	
①　中長期経営計画の見直し 同協会は平成１８年度から平成２７年度までの１０か年間を計画期間として『財団法人岡山県体育協会競技力向上計画「ＧＯＬＤ　ＰＬＡＮ　ＯＫＡＹＡＭＡ」』を策定している。中長期経営計画はその状況に応じて随時見直されるべきものであるが、現状ではそのままとなっている。今後は中長期経営計画の	『公益財団法人岡山県体育協会競技力向上計画「ＧＯＬＤ　ＰＬＡＮ　ＯＫＡＹＡＭＡ」』は監査での指摘を受け、現状に沿った計画として平成２４年１２月１４日の競技力向上委員会に諮り見直した。なお、事業に反映するルール

もと予算を作成し、毎年の事業の執行状況を対比することにより、計画に沿った事業展開や予算確保ができているかどうかを検証し、その後の事業に反映するルールを明確にする必要があるものと考える。	については、平成２５年度に新たな「ＧＯＬＤ　ＰＬＡＮ　ＯＫＡＹＡＭＡ」を策定する委員会を設立しその中で検討し、策定することとした。
②　中長期経営計画の財務数値化 同協会が策定していた長期経営計画は行動計画としての中長期経営計画であり、それを財務数値に置き換えた中長期経営計画は策定されていなかった。そのため、事業としての取組の方向性は分かるものの、同協会の事業運営としての長期的な損益の予測及びキャッシュ・フローの予測は策定されていなかった。公益性の高い財団であるとはいえ、組織として維持存続、発展するためには行動に伴った損益とキャッシュ・フローの状況の把握は必要である。今後は長期の行動計画を策定すると同時にそれを財務数値に置き換えて、それらを両輪として事業運営に資する計画とする必要がある。	これまで財務数値に置き換えた中長期経営計画は策定していないため財務数値化した中長期経営計画について検討しており、平成２５年度中を目途に理事会に諮り策定する予定である。
③　補助金交付申請等の日付 県へ補助金の交付申請をするに際して、起案日と申請日及び交付決定日が４月１日付であるが、同協会内における決裁日がそれよりも遅い４月４日付となっており、書面上、事後承認になっている例がみられた。厳格な審査の実施について疑念を持たれないためにも意識を徹底していく必要がある。	補助金の交付申請等の起案日及び決裁日について、疑念を持たれることのなく適正に措置するよう職員全員に、周知徹底した。
（２）意見	
①　玉野スポーツセンターの料金設定 玉野スポーツセンターの宿泊施設等に関して、県内利用者と県外利用者とに料金の差が設けられていない。同協会の設立目的が岡山県下における体育・スポーツの普及振興を行うことであることから、県内利用者と県外利用者の料金設定については差を設けるなどして県内利用者に対して優遇した措置をとるべきと考える。	本会の設立目的は岡山県下における体育・スポーツの普及振興を行うことではあるが、玉野スポーツセンターは当初、日本体育協会が設置しており、西日本の青少年のためのスポーツ拠点施設という位置づけも持っており、それを本協会が譲り受け運営しているため今後検討はするが、当面現状の料金設定で運営していきたい。
②　玉野スポーツセンターの大規模修繕 玉野スポーツセンターの建物等の施設は、かなり老朽化しているために同協会においても大規模修繕の必要性を認識している。これらの大規模修繕が具体化され、かつ会計上引当金の計上要件を満たす場合は、修繕引当金等の適当な科目により計上する必要がある。 また、この大規模修繕負担が巨額のものになると推測されることから、当該事業の継続性そのものについて検討する必要が生じている。今後はこの状況も踏まえて、事業運営に努める必要がある。	今年度予定の大規模修繕は積立を取り崩して行い終了するが、今後大規模修繕を予定する場合、引当金等の計上要件を満たすかどうかを検討し適切に措置する。 なお、当該事業については、大規模修繕の実施により継続性を確保できると考えているが、今後の運営については、玉野スポーツセンター運営委員会に諮り進めていく。
③　固定資産の現物管理 固定資産について、要領やマニュアルは特	固定資産についての管理や現物

になく、実査した証跡等が残されていなかった。管理の客観性を持たせる観点から、固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要がある。	照合については経理規程に定めている。備品台帳での管理はしていたが実査した証跡等がないとの指摘があったため備品ラベルを貼り確認した。
１１．財団法人児島湖流域水質保全基金	
（１）指摘内容	
①　理事会の開催時期 同法人の寄附行為によると、「この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない」とされているが、平成２３年度の事業計画及び予算は、事業年度が開始した後の平成２３年６月の理事会で承認されており寄附行為に違反している。事業計画及び予算の承認が事業年度開始後になされているのは大きな問題であり、寄附行為に定められているとおり、事業年度の開始前に承認を得るべきである。	寄附行為に基づき、平成２５年度事業計画及び予算は平成２５年２月開催の理事会で承認を得た。 今後は、事業年度開始前に理事会を開催し、事業計画及び予算の承認を得ることとする。
②　監事の選任 同法人の監事は、設立以来、吉備中央町長と児島湾土地改良区理事長が就任している。監事の職務は、理事の職務遂行を監督することであるから、理事とは異なる知見を求められるが、同法人においてはこのような見地から人選された形跡がない。制度上本来的に求められる人選を行うことが望まれる。 今後、公益法人に移行することを想定しているとのことであるから、少なくとも１名は実質的に財務・会計に関する知見を有する者を選任すべきである。	当法人は平成２５年１１月に公益法人に移行し、監事２名の内１名は財務・会計に関する知見を有する者を選任している。
③　補助金 財団法人岡山市公園協会が行う「相生川周辺『浮き花壇』普及推進実証事業」に、平成２３年度の水質浄化実践活動助成金１，３００千円が支出されている。しかしながら決裁文書には水生植物を利用した水質浄化に関する“研究”報告書が添付されており、この事業が水質浄化“実践”活動に当たるものであることの具体的な説明はなされていなかった。本来、事前の申請段階で研究活動のみならず水質浄化実践活動として優れているか否かを判断すべきである。また、事後的な対応としては、水質改善効果の有無やその程度に関する報告を適切に求めるべきである。	「相生川周辺『浮き花壇』普及推進実証事業」については、御指摘を踏まえ、平成２４年度の事業報告では、今後の実践活動に資するために必要な水生植物の育成管理手法や浮き花壇の設置に関する法手続などを取りまとめた報告書及び水質改善効果に関する報告書を提出させた。 なお、今後は、申請段階において実践モデル事業として優れているかどうかを具体的に把握できるよう、適切な資料の提出を求めることとする。
④　通帳・印鑑の管理 同法人の通帳及び銀行印は、同法人の総務課長を兼任する県環境管理課副課長が施錠可能なロッカーに保管している。少なくとも通帳と銀行印は別人物が保管するようにすべきである。	今後、当法人の通帳については県環境管理課副課長が保管し、銀行印については当法人業務課長である同課総括参事がそれぞれ施錠可能なロッカー等に保管する。
（２）意見	

①　同法人職員に就任している県職員の執務管理 同法人の職員は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」第２条第３号及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」第２条第２号の規定により、無報酬であること及び本務の遂行に支障をきたさないことを条件に県の所管課の職員が従事している。 職務専念義務免除の申請を行う際には従事予定時間を申告しているが、実際の従事時間が把握・報告されていない。執務の実態把握の観点からも従事実績時間の報告をすることが望ましい。	今後は基金業務に従事した時間について、総務事務システムの職務専念義務免除（団体従事）の実績報告欄に入力することとする。
１２．財団法人岡山県福祉事業団	
（１）指摘内容	
①　賞与支給 賞与について６月と１２月に支給しておりかつ、会計上は現金主義で計上している。発生主義会計に基づき、支給対象期間により期間帰属の状況に応じて引当計上が必要である。	平成２４年度決算から、発生主義会計に基づく引当計上を行うこととした。
②　退職給付引当金 退職給付引当金のうち、給食事業にかかる職員に対する部分について９．６百万円の引当不足が生じていた。今後十分に注意されたい。	平成２４年度決算から、不足が生じないよう適正に引当計上を行っている。
③　修繕積立預金の計上 平成２３年度において、特定資産として修繕積立預金が２０百万円計上されているが、その算出根拠となる個別具体的な修繕内容と金額については計画されていない。見積計上するための根拠資料を十分に整備すべきである。	平成２４年度決算から法人運営引当預金として計上しているが、その引当預金の目的の一つに修繕も含まれているため、早期に修繕計画の策定に努めてまいりたい。
④　中長期経営計画の財務数値化 行動計画はあるが、それを財務数値に置き換えた中長期経営計画が作成されてない。そのため、事業としての取組の方向性は理解できるものの、事業団の事業運営としての中長期的な損益の状況及びキャッシュ・フローの状況は不明であった。 中長期的な視野に立った福祉事業のあり方を取り入れた経営計画を構築する必要があり そのために今後は、行動計画を策定すると同時にそれを財務数値に置き換えて、それらを両輪として事業運営に資する計画とする必要がある。	中期経営計画の策定時以降、廃止した事業や新規に開始した事業があることから、今後、改めて行動計画の策定が必要と考えているところである。 その際、財務数値に置き換えた中期的な視野に立った経営計画についても策定し、行動計画及び経営計画を両輪として事業運営に資する計画としてまいりたい。
（２）意見	
①　岡山県総合福祉会館の耐震診断 福祉会館は、昭和５１年に建設され現在まで外壁等を補修しながら存立している。しかし、現在の建築基準法上の耐震性が確保され	県などの所有者と十分に協議しながら、耐震診断について検討してまいりたい。

ているか確認するために、県などの所有者で協議の上、早急に耐震診断を実施する必要があるものと考える。	
②　大規模修繕計画 大規模修繕の工事内容についてリストアップされてはいるものの、修繕工事にかかる金額及び実施時期等について見積もられていなかった。資金計画を含めた修繕計画を立てるために修繕について優先順位をつけて実施時期及び実施金額を把握する必要がある。	大規模修繕については、財源の確保が大きな課題ではあるが、県とも協議の上、資金計画を含めた修繕計画の策定に努めてまいりたい。
③　福祉会館に入居している団体との負担関係 福祉会館に入居し事業を行っている団体に対しては、同法人は公益事業を支援する目的で賃料は無料とし、共益費だけを徴収している。共益費は、同法人が福祉会館全体の光熱費等を積算し、各入居者に対して入居面積に応じて負担させ請求している。 しかし、入居に関しての賃貸借契約上、その負担関係は特に詳細にはなっていないことから、賃貸借契約書において入居者との負担関係を明確にすることが望ましいと考える。	消耗品等や小修繕についての入居者との負担区分を次回の契約更新時から明確化してまいりたい。
④　債権区分及び債権管理 滞留債権が発生した場合の債権区分の基準とその区分に応じた債権回収管理の方法が規定されておらず、不測の事態が生じた場合の事前準備ができていない。不測の事態に備えた事前準備としての規程等の整備が必要と考える。	早期に債権区分の基準とその区分に応じた債権回収管理に関する規程の整備を図ってまいりたい。
⑤　貸付事業 貸付事業について、平成２１年度からの新規貸付件数及び新規貸付額が少数、少額に留まっており、貸付事業そのものの事業価値について疑問の余地が残ると言わざるを得ない。申込件数の状況から、この融資形態自体の必要性及び有効性について十分に議論を行う必要性があるのではないかと考える。例えば、直接融資だけでなく民間金融機関に融資自体は委ねて、利子補給等の支援を行っていくことも一法であるものと考える。これらあらゆる選択肢の検討を含めて改めて検討し直す必要があるものと考える。	岡山県福祉基金の貸付事業については、ここ数年、新規貸付件数及び新規貸付額が低調であり、平成２４年度から貸付利率を(2.5%→ 1.5%)引き下げたところであるが、今後とも利下げやその他方策について、福祉基金の趣旨を踏まえた対応を県とともに十分に協議し、あらゆる可能性を検討してまいりたい。
⑥　事業団としての事業のあり方 同法人は、福祉会館の管理運営を主たる事業としているが、福祉事業団である以上、単に施設の管理運営に留まるべきではないと考える。岡山県において障害者に対する支援事業等をはじめとした福祉事業全般に対する支援事業の拡充及び事業展開を行っていく必要があるのではないかと考える。そのためには県との相互補完的な協力関係の中で、今後の福祉事業について十分議論を重ねていく必要があり、中長期的な視野に立った福祉事業のあり方、強いては同法人の存在意義を明確にしていく必要があるものと考える。	今後、県と一体となって当法人が県民の福祉向上のためにどのように有効な役割を果たしていくことができるのかを前向きに議論を進めながら、当法人としての事業展開の方向性を見定めてまいりたい。

⑦　**助成事業** 同法人が行っている助成事業について、現状助成の申込段階における審査等いわゆる事前審査については、審査会等十分審査がされているが、助成後の効果の検証等についての事後段階における検討が十分行われていなかった。 現状では実績報告を助成先より提出させているが、今後はそれに加えて当初目的との適合性や満足度調査のアンケート等の収集等により、その助成の目的の達成度について、一定の資料を提出させ、それらをもとに審査検討を行う必要があるものと考えられる。	事業効果の検証については、実績報告書の内容をより具体的に成果が把握できるような様式に見直すとともに、更に満足度調査等のアンケート実施により、効果的な助成方法を模索してまいりたい。
⑧　**施設貸与事業（会議室等）** 同法人では福祉会館内の大ホール及び会議室について一般利用者に貸与を行い、収入を得る収益事業を行っているが、収支は支出超過となっている。本来、当該収益事業によって収益獲得することにより事業団の人件費、事務費等の固定費を賄うことや、余剰資金を福祉事業に活かすことで、事業団の財政的基盤とすべきところ現状では厳しい状況にある。 今後大ホールの稼働率の向上に積極的に取り組む必要があり、ホールを利用する見込みのある団体に定期的な利用をアプローチするなどの利用促進のための新たな取組が必要である。 また、利用料金についてもその金額は昭和５１年に設定されたものを基準として消費税の導入、税率の変更による調整がされていただけであり、実質的には長年見直しは行われていない。事業存続のために適切な利用料金の設定について検討されたい。	館内の大ホール及び会議室の貸与については、福祉関係団体をはじめ、他分野の公益的団体にチラシ等での利用を呼びかけるとともに、ホームページなどの活用により一般向け広報にも努め、施設の利用促進につなげてまいりたい。 また、会議室等使用料については、近隣の貸ホールや貸会議室の利用料金の実態を調査し、検証の上、適切に対応してまいりたい。
⑨　**財産の運用規程の策定** 財産の運用について安全資産により運用する方針であり、定期預金及び国債によるもののみで構成されているが運用規程として定められておらず、資産の運用リスクについての検討、承認と責任のルール化がされていない。 リスク管理とガバナンスの観点から運用規程を策定する必要があるものと考える。	新たに、リスク管理等の財産運用規程の策定を行ったところである。

１３．財団法人岡山県健康づくり財団

（１）指摘内容

①　**図書の管理** 同財団では、管理している図書は約５，３００冊であるが、台帳管理をしていないため正確な冊数や図書名は把握できていない。図書の台帳管理、連番管理を実施し、年度末に棚卸をするなど管理を徹底されたい。また、廃棄基準も設けられておらず、かなり古い図書も棚に並んでいる状態である。 そもそも、県民に広く健康に関する知識を深めてもらうことが目的となっていることか	棚卸等の管理の徹底と廃棄基準については、平成２４年度には、時代とともに古くなったと判断された書籍は廃棄処分するなど、整理を行った。平成２５度以降は、年に一度棚卸を行い、不要と思われる書籍は廃棄処分を行う予定である。台帳整理については、古い台帳が更新できていない状態なの

ら、日々医学が進歩する中、古くなった図書を置いておくことは、かえって県民に誤った知識を与えることになる恐れもある。よって一定の廃棄基準を設けるべきである。 現状では新しい図書の購入は医師やスタッフからの希望があれば購入しているとのことであり、専門書に偏っている。定期的に新書購入検討を実施し、必要に応じて新書を追加すべきである。 また、図書資料室はセンター利用者の動線から外れており、存在がほとんど知られていない。図書資料室の存在を利用者にわかりやすく伝え、利用を促進すべきである。	で、棚卸の際に台帳整理を行い、より有用な情報提供の場となるよう努めて参りたい。 新しい図書の購入については、利用者ニーズ等も踏まえ必要に応じて新書を追加する予定である。 利用促進・案内掲示については、現在の図書資料室はセンター利用者（運動・ドック）の動線からやや外れた配置となっていることから、図書資料室の存在の周知と図書資料室への誘導を図るため、１階の受付、待合室、更衣室、喫茶室に大型案内図を掲示したところである。
②　スポーツ医学部門の受診者数 同財団では特殊な機器を用いて筋力測定及び運動負荷試験を受けることができる。しかし高額機器にもかかわらず利用者が少なく、有効に利用されているとは言い難い。このような特殊な機器の需要が少ないこともあるがこれらの機器が健康づくりセンターにあり、どのような検査ができるのかということが十分に認知されていないと考える。 広報活動の一層の努力が求められる。	岡山市内の高等学校等にＰＲのための案内ＤＭを送付するなど、特殊運動機器を備えた南部健康づくりセンターの認知度を高める対策を取り、高額機器の有効利用が図られるよう努めてまいりたい。
③　委託費 建物維持管理業務委託について、委託費が継続的に引き下げられていることから、決裁書では、同財団の随意契約の要件の一つであるが「時価に比して有利な価格で契約することができる見込があるとき」に該当するものとし、随意契約としているが、そもそも他社との比較ができていないため、「時価に比して有利な価格」で契約することができるか否かを判断できない。目標の年限を定めて仕様書を作成し、可能な限り速やかに入札を実施すべきである。	平成２５年度の契約時には、簡略な仕様書を作成し、３者による見積合わせを実施した。 更なる公正・適正な契約事務のために、平成２５年度中に詳細な仕様書を作成し、平成２６年度契約分から入札を実施する予定である。
（２）意見	
①　食鳥検査事業の補助金 食鳥検査事業の補助金は、食肉業者のコスト負担能力が低減した際に、条例で検査料を１円／羽値下げしたことによる財団の収入減少を補うために導入されたとのことである。そうであるなら、定額補助ではなく、例えば検査羽数に応じて支給する等、補助形態を検討すべきである。	１円／羽ではなく、食鳥検査事業の収支不足を補うため、補助を予算の範囲内で行っている。 食鳥検査の実施に当たっては、法律に基づき処理施設の規模等に応じた適正な数の検査員を配置する必要があり、処理羽数の特に多い２施設については２名ずつ、それ以外の３施設には１名ずつを派遣し１日計７名で対応している。 検査羽数が多少減少した場合（例えば年間８００万羽処理している施設が年間５００万羽に減少すれば、検査手数料収入が約９００万円減少する）でも、現体制の検査員数は必要であり、羽数に合わせて補助金を減額させると、さ

	らに収入が減少し、委任している検査業務に支障を来す恐れがある。 なお、県としては引き続き適正な予算執行に努めてまいりたい。
②　給与体系のあり方 給与規程において、地域手当が給料及び扶養手当の月額合計額の３％（医師は８％）支給されることとされているが、県内にしか事業拠点がなく、県内の地域性に配慮した手当としては、寒冷地手当（該当者がいないため現在は支給実績がない）が設けられている。地域性を反映させるための手当としては、地域手当を設けておく必要性が乏しい。地域手当については廃止の検討をすることが望ましい。	地域手当は、都市部と周辺部の物価格差を調整する目的の手当であり、本財団においては、本部(岡山市)の職員にのみ支給し、北部支所(美作市)の職員には支給していない。 一方、寒冷地手当は、寒冷地域の暖房や積雪対応のための負担増を調整する目的の手当である。 このように、地域手当は、寒冷地手当とは趣旨を異にするとともに、本部と北部支所との間における物価格差を調整する必要があるため、手当を設ける必要はあると考えている。
③　岡山県難病相談・支援センター事業委託 県から受託している、岡山県難病相談・支援センター事業の仕様書において、職員を配置するにあたって、「あらかじめ管理責任者を定めておくとともに、患者等に対する必要な知識・経験等を有しており、特定疾患医療従事者研修を修了した保健師等又はこれに相当すると岡山県知事が認める専任の難病相談･支援員を２名以上配置する」とされている。同財団において配置されている２名のうち、１名は平成２３年度の、１名は平成２２年度の研修受講者であった。仕様書において研修受講時期の定めはないものの、必要な専門的知識を有するものを配置することを担保するための条項であることから、毎年度受講をさせ、知識を更新しておくことが望ましい。 また、県担当部局においては、仕様書で受講時期や頻度を明示することが望ましい。	受託する岡山県健康づくり財団においては、平成２５年度には難病相談・支援員２名全員に対して研修を受講させた。次年度以降も継続して受講させることにより、専門的知識の維持・向上を図る。 また、県が定める仕様書においては、従来の要件に加え、特記事項として「職員の研鑽」という項目を設け、「年間を通じた職員研修の計画を立て、積極的な研修を実施することにより、職員の一層の資質向上を図る」ことを求める旨、明記することとした。
④　会議室の利用状況 同財団では会議室の貸出しを行っている。しかし利用回数が少なく、有効に利用されているとは言い難い。会議室の利用促進及び、利用がない時の会議室を有効に利用する方法を検討されたい。	監査時には、有料貸出分のみ報告していたものであるが、有料貸出分の他に当南部健康づくりセンターが主催する健康講座やセミナー等にも使用しており、年間を通じての利用回数は有料貸出分の１．５倍以上であり、今後も継続して有効利用に努めてまいりたい。 有料貸出分については、ご指摘のとおり、更に利用率を高める必要があると考えており、平成２５年度には、従前から実施している財団広報紙、新聞折込チラシに加え、市町村の公用封筒への広告掲載を行う等、認知度を高め利用促進を図る取組を行った。

１４．公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター	
（１）指摘内容	
①　専務理事に対する報酬 常勤役員である専務理事に対して扶養手当、調整手当、時間外手当が支給されている。 公益認定を受ける際に常勤理事が必要との観点から経営指導員を専務理事に選任した経緯があり、経営指導員としての立場ではあるが、法人の役員でもある専務理事に時間外手当を支給するのは不適切であると言わざるを得ない。自主財源を確保するための方策等も検討の上、専務理事に対する報酬のあり方を改善すべきである。	今後、経営指導員の使用人兼務役員としてのあり方、専務理事の必要性及び人選の仕方並びに報酬のあり方について検討してまいりたい。
②　規程の改定 職員給与規程によると、扶養手当は扶養親族のある職員に対して月額１３，５００円を支給することとされているが、監査対象期間における実際支給額は月額１３，０００円であり、規程と実態とが乖離している。 今後は規程改定の要否を定期的に見直し、適時に改定することが必要である。	職員給与規程を一部改正し、１３，０００円とした。 今後も規程の適否を定期的に見直してまいりたい。
（２）意見	
①　試験研修センター業務協力事業特別会計の事業費 試験研修センター業務協力事業特別会計の消耗品費の中に山陽新聞の購読代３６千円が含まれている。購読代を特別会計で処理している理由は、山陽新聞を購読することによって当該事業にかかる情報収集を実施しているためとのことである。しかし山陽新聞は一般紙であり、山陽新聞を購読することが必ずしも管理理容師・管理美容師資格認定講習会の実施業務に係る情報収集と直結するものではない。山陽新聞の購読代に関しては特別会計ではなく一般会計で処理すべきであったと考える。	当該事業については、平成２３年度で終了しているが、ご指摘のとおり山陽新聞の購読代は平成２４年度からは一般会計で処理している。
②　経営特別相談員にかかる謝金の支払基準 同法人は経営特別相談員に対して、取扱い１件当たり１，０００円の謝金を支払う。１件当たりの謝金額は、全国生活衛生指導センターが作成している「特別相談員研修会経費の単価表」における受講者、センター職員の旅費１，０００円／人（一律支給の場合）を参考に決定しているとのことである。 しかしながら、謝金額決定に関する基準は作成されていない。恣意性が介入することのないよう謝金額決定に対する考え方や１人当たりの上限額等について基準を設ける必要があるものと考える。	生活衛生営業経営特別相談員への旅費の支払いに関する内規を定め、平成２５年４月１日から、この内規に基づき旅費を支払うこととしている。
③　賛助会費の徴収 生活衛生営業事業者で構成される１３の組	会費の徴収については、納付期

合から同法人への賛助会費を徴収している。従来、会費は慣例として（４０，０００円＋５０円×組合員数）として計算されていたが、明文の規定は定められていなかった。支払時期についても同法人に保管されている賛助会費の計算資料には入金は年４回である旨が記載されているものの、その通りに納入している組合は皆無であった。公益認定に伴い会費の計算根拠は規定化されたが、納付時期については「指導センター所定の方法により納入しなければならない」とされているのみである。納付時期についても組合との合意により具体的に定めることが望ましい。	日を付して文書で各組合に請求することとした。 また、期日内納付についても併せてお願いすることとした。
④　自主財源の確保 同法人は、平成２３年度決算で収入の７９．６％が補助金であり、補助金に対する依存度が高い。今後、主体的に事業を継続するためには自主財源を増加させることが必要であり、そのためには標準営業約款の普及啓発を消費者・事業者の双方により一層進め、主たる事業収益源である営業者の登録を促進することが望まれる。 また、標準営業約款登録業者については、振興事業貸付資金（生活衛生資金貸付）で運転資金を借入する場合、基準金利に比べて０．４％低い利率が適用されるが、パンフレットではこの点が明示されていない。 事業者向けには、標準営業約款登録することによる金利低減メリットを定量化して説明し、登録に伴うコスト（登録料、保険料等）と比較しやすくすることにより、加入促進を図れるよう検討されたい。	標準営業約款制度は、消費者、営業者にとって安全・安心を感じてもらう重要な制度であり、営業者の登録を促進するため、関係組合を通じて組合員に登録のメリットについてご指摘の事項も踏まえて情報提供してまいりたい。
１５．財団法人岡山県動物愛護財団	
（１）指摘内容	
①　小口現金の管理 小口現金出納手続について、日々の現金残高の検証が行われていないが徹底すべきである。また、収支を記録する出納帳も作成されていないが作成すべきである。	毎日、現金残額の確認を行い、出納帳に収支を記録する。また、会計処理規程を改正し、手許現金をおくことができることとした。
②　販売物品の管理 同財団では、首輪やリードなどの物品を販売している。しかし、一部の商品を除き物品台帳はなく、さらに棚卸も実施していない。よって、販売代金の紛失や着服が存在しても発見できる体制になっておらず、また物品の盗難等も発見しにくい体制となっている。物品毎の台帳を作成し、払出しと受入れを管理すると共に、年度末には棚卸も実施すべきである。	販売品管理簿により管理し、年度末には、棚卸を実施し、販売品棚卸簿に記入する。また、会計処理規程の改正にあわせて、販売物品の管理に係る条項を追加した。
③　図書管理 同財団では、愛護館において１，５００冊を超える図書を管理している。これらの図書は自由に閲覧できると共に、動物愛護組織の会員に対しては貸出しも行っている。貸付図	年度末に図書の棚卸を実施し、図書の管理を行うこととした。

書については台帳管理を行い、返却が遅れているものについては督促を行うことで紛失を防いでいる。しかしながら、自由に閲覧できる状況から図書が紛失又は盗難にあう可能性は否めない。同財団では図書をすべて図書台帳に記入しており、図書に番号をつけて管理していることから棚卸も実施可能と考える。少なくとも年に１度は図書の棚卸を実施し、図書の管理を徹底すべきである。	
④　水道光熱費等 同財団は、岡山県動物愛護センター内の数か所の施設を使用して業務を実施している。岡山県動物愛護センターの施設は県が保有しており、施設で発生する水道光熱費は岡山県が全額負担している。しかし、同財団が施設を使用して業務を実施していることから、適正な損益管理のためには費用を按分して認識すべきである。	財団では水道光熱費等の使用料がわからないので、動物愛護センターと協議し、按分について実質どの程度になっているか確認し、今後とも適正な損益管理のため、認識してまいりたい。
⑤　事業報告書の報告事項 公益事業の動物愛護推進事業として同財団が取り組んでいる事業の内、犬・ねこの譲渡会として収容された犬・ねこの中から、人に順応できる犬・ねこについて希望者に譲渡した頭数を記載しているが、記載に誤りがあった。 誤りの原因は、動物愛護センター施設内にある県の出先機関である所管課が、直接県内のボランティア団体等に譲渡した数も含めて同財団の譲渡数として報告していたことによる。 多様な経路により動物の命が救われることは動物愛護のためにも好ましいが、同財団の事業報告には同財団の事業にかかる分だけを報告すべきである。	財団事業に係る分だけを計上することとした。
⑥　譲渡犬・ねこの追跡調査 譲渡しようとする犬・ねこについては、譲渡の前提条件として共に譲受後の不妊措置が前提となっている。また、犬においては狂犬病予防法に基づく予防注射も義務化されている。そして、譲渡後一定の期限を設けて譲受人から実施報告を受けている。 平成２３年度までは、この実施報告についての管理を動物愛護センター内にある県の出先機関が管理していたが、平成２４年度より同財団が引き継いで管理していくことになった。 平成２３年度の実施報告の確認状況を平成２４年度においても引き続き行った結果、報告が来ていない件数が少ないとはいえない状況にある。これらの未報告対象者に対しては早急に対応を求める必要がある。 長期間にわたり未報告という事象が生じた場合には、個別案件ごとに経過報告書を作成し時系列にて対応が整理されている資料の作成をしていく必要があるものと考える。	長期にわたる未報告者については、個別案件ごとに経過を記録して、センターへ報告することとした。
（２）意見	

①　**ドッグラン施設の運営** 動物愛護センター内にあるドッグラン施設について、現状では無料で利用者に開放されている。利用者は、概ね県内利用者が大半であるが、県外からの利用者も一部ある。この施設は、県が所有し、維持管理を同財団が受け持っていることから、その利用料金については料金設定を県が実施している。しかし、県所有施設を利用させている以上、県外利用者の利用料金についても無料で良いのかという点については検討が必要ではないかと考えられ、同財団としても、県に提案するような姿勢も必要であるものと考える。	県の施設なので財団独自の判断で県外利用者の有料化を行うことはできないが、有効活用方策については検討したい。
②　**財団の自主財源確保** 現状では、同財団は収益のほとんどが県からの委託料で賄われており、同財団独自の自主財源はほとんどない。県の行政改革において今後も相当の支出削減が予想され、同財団がこのまま県に対する依存度が高いまま事業運営を継続していくことは、将来困難を伴うものと考えられる。このため、同財団として維持存続、発展していくためには、自主財源の確保を急ぐ必要がある。しつけ教室等の各種講習会や上述のドッグラン施設の有料化等現状では無料で行っている事業に対して自主財源確保の観点から有料化を検討していく必要があるものと考える。	友の会会員増や、来客数の増加による、物品販売の増をはかることにより、自主財源確保に努めてまいりたい。
③　**動物ふれあい活動** 津山市内の動物病院と協力して、病院で動物ふれあい活動を独自事業として実施している。しかし、同財団の設立目的が県民に対して動物愛護の精神を広く普及し、地域社会に寄与するために存在していることに鑑みれば津山市内だけでなく県全域において同様の活動を行っていく必要があるものと考える。そのため、今後は県との連携のもと、年間スケジュール等の作成・実施を検討していくべきであるものと考える。	平成２４年度、新たに、エスポアールやかもがわ荘等病院以外の特別養護老人ホーム等を対象に実施した。 今後も、岡山市・倉敷市と連携し、県下全域で実施してまいりたい。
④　**事業活動別管理** 同財団が行う事業活動について、費用面においては事業別に分類しているものの、収益面においては事業別に分類されていないために、事業ごとの損益の状況が分かる資料がない。自主財源の確保も含めて同財団が今後存続していくためには、各種事業の損益状況を勘案して、事業運営のための意思決定を実施していく必要があると考えられ、そのためにも同財団の事業運営に資する管理会計の観点からの事業別損益管理を行っていくべきであるものと考える。	平成２４年度予算及び決算から、事業別損益ベースで管理を行っている。
⑤　**同財団の啓蒙事業** 同財団の設立目的の中には、「動物を愛護する精神を広く社会に普及し、生命尊重の意義の高揚を図る」ことが含まれている。同財団の現状の活動は動物のしつけや動物とのふ	しつけ方教室や譲渡会、動物ふれあい教室においても、無責任に動物を飼うことのないように普及啓発を行っている。

れあい、動物の譲渡会等であるが、同財団において、そもそも処分される動物が発生しないよう、生命尊重を広く啓蒙していくことも望まれるものと考える。小学生等に対し、動物とのふれあいの機会を提供しているが、その際に無責任に動物を飼うことがないような啓蒙活動を実施されることも期待される。	
⑥　譲渡会のための飼育及び譲渡会のあり方 保護された犬・ねこのうち、性格や年齢、健康状態等を加味し、条件を満たしたものは譲渡のために飼育されている。しかし、飼育できる頭数は、設備の関係上限られており、飼育場所が満杯の場合には譲渡条件を満たしている犬・ねこも処分されているのが現状である。譲渡数を増やし、助けられる命を増やすことが必要である。同財団では譲渡会を開いているが、譲渡会で犬・ねこの譲渡を受けられるのは県民に限られている。 県民以外でも譲渡を受けられることとすれば譲渡される犬・ねこは増加し飼育施設から短期間で犬・ねこが譲渡されていくことにより、飼育場所の問題により処分される犬・ねこの命を救う可能性が増えるものと考える。近隣の県の同様の施設と連携をとり、お互いに協力することにより適合件数を増やす努力をすることが望まれる。 こういった県単位での活動は、県の所管課の業務となっており、動物愛護の普及等の活動のための十分な発言権が同財団には与えられていないのではないかと思われる。今後については、県に対し同財団からも提案を実施して、本来の動物愛護の普及等の活動の幅を広げるべきである。現状の施設も、環境を十分に生かし切れていないのではないかと考えられる点もあり、改めてアイデアを募り、施設を有効に利用し啓蒙活動に励むことが期待される。	県民以外の譲渡については、県の委託事業なので財団として独自の判断で実施することはできないが、色々な方策について検討してまいりたい。 今後、多くの人に来場してもらえるよういろいろなイベントを検討してまいりたい。
１６．社会福祉法人健康の森学園	
（１）指摘内容	
①　市町村に対する訓練等給付費請求事務 適切な訓練等給付費請求を行うためには、日々の障害者等の施設の利用者を正確に把握・報告することが重要であるが、これに関連する内部統制について以下の点で不備がみられる。 （ｉ）施設利用者は、タイムカードに施設の入退出時間記録を打刻し、利用者名簿（サービス提供記録表）に施設を利用した旨の確認の押印あるいはサインをすることになっている。施設利用者が印鑑を紛失しないためとして、職員が利用者全員の印鑑を預かっている。しかしながら、訓練等給付費の不正請求を防止するためには、適切な方法とはいえない。施設利用者が各自保管するなど改善すべきである。 （ⅱ）訓練等給付費請求事務を適正に遂行する	（ｉ）サービス提供記録表を作成して、利用者が日時の確認後押印することとした。 （ⅱ）タイムカード入退出時間記

ためには、上記タイムカードの入退出時間記録と利用者名簿（サービス提供記録表）並びに市町村へのデータ送信結果の一致を当然確認すべきであるが、これらの記録の確認がなされていない。 （ⅲ）施設利用の当日連絡によるキャンセルの場合、利用者本人や家族等への連絡調整その他の相談援助と記録が請求要件とされている。 しかしながら、帳簿（ケース記録票）上欠席事由は記載されているが、いつ欠席連絡が来たのかの記録が十分ではなく、欠席時対応加算の判断の根拠となる記録としては不備である。記録の徹底が望まれる。	録と利用者名簿（サービス提供記録表）並びに市町村へのデータ送信結果の一覧表を作成して管理者が確認することとした。 （ⅲ）欠席時対応加算の根拠資料となるように、連絡を受けた日時・内容をケース記録に明記することとした。
②　退職金規程の改定 同法人は、職員の退職金制度として独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済及び社会福祉法人岡山県社会福祉協議会の岡山県民間社会福祉事業者共済の二つの共済に加入している。 各共済における規約の改定があるものの、同法人の退職金規程の改定はなされないままとなっており、共済規約との不整合がみられた。規程の改定を適時に行うべきである。	退職金規程の改定を平成２５年１２月の理事・評議員会で行った。今後も適時行っていく。
（２）意見	
①　就労継続支援事業における生産物の個数管理の必要性 就労継続支援事業の一環として、知的障害者の方々は、物品の生産活動に従事している。これらの生産物は、地元の農協、施設への来園者や職員、施設内イベントにおいて販売され、障害者自立支援法等に基づき、販売収益は必要経費を控除した上で従事者に工賃や賞与のかたちで全て配分される。 しかしながら、年間販売収益は千数百万円にのぼる一方で、生産分の個数管理は行われていない。 まず、農協等への販売委託の際、生産物をいくつ引渡したのか払出個数が記録されていない。このため委託販売先からの入金額や販売実績報告数との差数は在庫として残っているのか、廃棄されたか顛末が検証されていない。このため仮に販売数の過少申告や代金の横領が発生しても発見できないのが現状である。 また、日々の生産数も把握されていない。園内販売において代金収受した職員は収益計上伺いを作成し、現金と併せ事務局に自己申告しているのみである。生産物や販売代金の横領のリスクを防止する内部統制としては十分ではない。特に金額的に重要な生産物については数量管理を行うべきである。	生産物販売記録簿を作成して記録することとした。
１７．水島港国際物流センター株式会社	
（１）指摘内容	

①　**中長期経営計画の財務数値化** 同会社は、現状では中長期経営計画を立てていない。しかし、昨今の景気の低迷及び日中及び日韓関係の悪化等による貿易関係への影響を考えた場合、今後水島港の取扱物量が減少する恐れもあり、その場合同会社の業績に多大な影響を及ぼすことを考えれば、中長期経営計画がないことは事業展開を図る上では問題である。 企業が責任ある事業運営を行う上で、中長期経営計画の策定は必須のものである。一連の事業管理、予算管理構造が同会社として構築されていない。 また、県の貿易や国内船舶輸送量を増やし水島港を活性化させることは、県としても重要課題であり、物量をいかに増やすのかは同時に同会社の維持存続、発展のためには不可欠のものである。同会社はこの点を十分認識して、県との連携をさらに密に取りながら中長期経営計画を立て、会社として一連の予算管理の徹底及びそのスキームの構築を行っていく必要がある。	平成２５年１０月、港湾法に基づく「港湾運営会社」の指定申請を行っており、その際中長期の経営計画及び収支計画を策定した。
②　**施設賃貸部門売上原価の計上** 施設賃貸部門収入という売上に対応する売上原価が損益計算書上計上されておらず、現状では全て販売費及び一般管理費に計上されている。 科目の中身を精査し、売上原価として会計処理すべきものを把握し、しかるべき振替を行う必要があるものと考える。	Ｈ２４年度分の決算処理から、販売費及び一般管理費に計上されていたものを売上原価に計上変更した。
③　**固定資産の管理** 有形固定資産について、現状では管理規程は定められておらず、現有資産について実査が実施されていない。 残高の実在性を担保する観点から定期的に実査する必要がある。今後は、固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものと考える。	有形固定資産の管理については早急に管理台帳を作成するとともに、管理規程を定め、実査を実施していく予定である。
（２）意見	
①　**取締役員数** 組織上取締役員の数が１２人と規模の割に多いのではないかと考える。これは、形式的な役職の付与は組織運営上好ましくなく、迅速な意思決定に疑問の余地が残る。規模に合った取締役員数で事業運営に取り組む必要があるものと考える。	組織運営において、これまで意思決定に時間を要し支障が出るようなことはなく、また、形式的な役職付与も行われていないと考えている。来年度からは港湾法に基づく港湾運営会社の運営が始まることに伴い、業務は大幅に増え、組織や人員も拡大するが、役員数は現行のままの予定である。 現状において現行の役員体制を縮小しなければならない特段の事情はないと考えている。
②　**県有財産の管理** 同会社では事業の重要資産であるガントリ	現在、同社に貸し付けているタ

ークレーンをはじめ、多くの県有財産を使用しているが、同会社による資産管理が行われていない。本来、県有財産は県に管理責任があり、固定資産の現物確認、管理は県が行うべきであるが、長期にわたり貸与されている同会社においても借受財産を適正に管理する義務があるものと考える。同会社は二次責任を負い、使用者としての管理責任と報告を行う必要がある。そのために同会社は、県有財産についても台帳管理を行い、定期的な実査により資産の現状を把握することが望ましいものと考える。	ーミナルの県有財産については、同社において、日常及び定期的な点検管理等の実査が行なわれたうえで、業務報告の提出を受けている。 今後、年に１～２回程度、県と同社による合同での定期的な点検の実施を検討したい。
③　修繕計画及び投資計画 中長期経営計画が作成されていないため、中長期的な視点に立った修繕計画も投資計画も策定されていなかった。両計画とも、同会社の維持存続、発展のためには必要であり、また資金的手当てを見積もるためにも必要不可欠なものである。また、同会社が今後も同程度以上のサービスの提供を継続していくのであるならば、施設の維持管理のための修繕計画は必要であり、また、中長期経営計画を達成するために新規設備の導入等を行う必要性が生じてくるのであるならば、投資計画も必要となるものと考える。そして、修繕計画を策定する中で会計上の引当金の計上要件が揃うのであれば、修繕引当金等の科目により引当計上をする必要がある点に留意する必要があるものと考える。	①に記載した港湾運営会社の指定申請にあたり、修繕計画及び投資計画を含めた中長期経営計画を策定した。

１８．岡山セラミックス技術振興財団

（１）指摘内容

①　引当金計上 平成２３年度末時点において、研究開発等引当金が３８，０００千円、機器修繕等引当金が７２，０００千円計上されているが、これらは発生が当期以前の事象に起因するものではなく、またその計上金額についても合理的に見積られたものではないなど、引当金の計上要件を満たしていない。 今後は引当金の要件に当てはめて計上の要否について検討する必要があり、研究開発等引当金については積立金として計上すべきであるものと考える。	平成２４年度決算において、研究開発等引当金及び機器修繕等引当金の計上を廃止し、積立金として計上した。
②　同財団の保有資産の管理台帳への記載 ３０万円未満の資産が固定資産管理台帳へ記載されていたり、３０万円以上の資産である放電プラズマ焼結装置（取得価額：５２２，７１１千円）が固定資産管理台帳に記載されていない等、ばらつきがみられた。 同財団保有の資産に関して、固定資産管理規程に合致した管理を行う必要がある。	固定資産台帳（財団）の記載内容を固定資産管理規程に合わせて整理した。

（２）意見

①　投資の状況	

同財団の資産のうち１５０，０００千円が金利変動リスク、流動性リスクの高い仕組債で運用されている。このうち、５０，０００千円に関しては、時価情報の入手が困難として、毎決算期に時価情報の入手が行われていなかった。 平成２４年３月末における参考時価情報によれば、１５０，０００千円の投資有価証券に４３，５６６千円の含み損が生じており、この金額だけ資産が逸失していることになる。 金利変動リスク等が高い資産に関しては、時価情報の入手を適時に実施し、含み損益の発生を確認するとともに、今後はより安全性の高い資産での運用が求められるものと考える。	リスクの高い商品は、新規には取得しないこととしている。（「資産運用に関する規程」） また、時価情報を適宜入手しリスク管理を十分行うこととした。
②　県有資産の管理 岡山セラミックスセンターの施設内にある測定等のための機器等は、そのほとんどが県有資産である。精密な測定や試験を行うために利用される機器であるためにその取得価額も高額になるものが多い。現状、これらの資産について定期的な現物実査を実施していなかった。 多額の県有資産が施設内にある以上、同財団保有の資産の把握だけではなく、県有資産の把握についても積極的に取り組むべきである。 同財団においては、早急に定期的な現物実査のルール及び実施マニュアル等を策定し、県所管部局との協力のもと県有資産の実在性及び陳腐化の程度等の把握に努める必要がある。	県有資産の管理については、台帳と現物を確認済みである。 今後、年１回実施する。
③　長期修繕計画の策定 同財団において、建物等の長期修繕計画が策定されていなかった。 岡山セラミックスセンターは県有資産であるが、開所時期から２０年以上も経過しており、近いうちに大規模修繕が行われることは避けて通れないものと考える。 これに対して、同財団は大規模修繕の程度、実施時期及び金額等を見積もっておらず、県所管部局に対して報告していない。修繕の必要性に基づいた年次計画を提示報告する必要があるものと考える。	建物の大規模修繕計画の策定については、役割分担を含め財団と県担当課で引き続き協議を行う。
１９．倉敷ファッションセンター株式会社	
（１）指摘内容	
①　現金管理 同会社では、経理記帳担当が、現金実査も行っていた。記帳と資金管理担当は内部牽制の観点から別の担当者とすべきである。また、実査結果が鉛筆で記入されており、後から書きかえることが可能な状態である。不正防止の観点からボールペン等で記入することが望まれる。さらに、実査結果について上席	実査の方法を見直し、鉛筆での記載を不可とし、また、上席者の確認を行うこととした。

者の確認もなされていない。今後は、これらの内部牽制手続を構築すべきである。	
（２）意見	
①　施設の稼働率 同会社における賃貸施設の稼働率は高いとは言い難い。同会社所有の建物部分であるが、累積損失を抱えており、少しでも収益を上げるように努力すべきである。賃貸施設の稼働率を上げるべく、さらなる広報活動を実施すべきである。	引き続きギャラリー等の稼働率向上に向けて広報活動を行っていく。
２０．株式会社オービス	
（１）指摘内容	
①　取締役報酬の決定 取締役報酬は、株主総会決議による限度額の範囲内で支給されているが、個々の取締役に対する報酬額は株主総会でも、取締役会でも決議されていない。 個々の取締役の報酬については、株主総会で決議するか、あるいは、取締役会で決議する必要がある。	役員報酬総額の上限額が株主総会において議決された上で、個別役員の報酬額は取締役会において代表取締役に一任されるが、類似の第３セクターの役員報酬や本人の経歴、業績に応じて算定しているところである。なお、役員報酬額は不適切な額とならないよう引き続き努めてまいりたい。
②　譲渡性預金の表示方法 平成２４年３月末時点で譲渡性預金を３６２，５８０千円保有しており、計算書類上、「譲渡性預金」勘定で表示されている。金融商品に関する会計基準に従い、「有価証券」勘定に含めるべきである。	今後は公認会計士と相談の上、その表記について検討する。
③　職務分掌規程の更新 職務分掌規程と実際の組織体制に乖離が生じている。 職務分掌規程は組織体制の基礎となるものであるため、組織体制の見直しが行われた都度、職務分掌規程の見直しも随時行うべきである。	見直し済みである。 今後も体制見直しの都度、職務分掌規程も見直す予定である。
④　引当金計上 平成２３年度末時点において、システム保証引当金７３，０５４千円、貸倒引当金１，７７９千円計上されている。 システム保証引当金は、過去の保証実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、計算には過去の保証実績等に基づかない数値が用いられていた。さらに、不具合を保証した実績はないとのことである。 過去の保証実績に基づいて計上するという同会社の会計方針に従うと、システム保証引当金を計上することはできない。 また、貸倒引当金は、貸倒実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、実際には法人税法上の法定繰入率に基づいて計上されており、過去の貸倒実績等に基づかない計上方法になっていた。	システム保証金については、情報業界の実績として、システムの不具合発生のリスクは常にあるため、過去の実績は、当社のみではなく、業界での過去の実績を元に計算し、システム保証金として計上している。 貸倒引当金については、企業会計原則注解にある要件を再度精査し、公認会計士とも相談の上、その計上について検討する。

今後については、引当金の要件に当てはめて、計上の要否及び計上金額の妥当性について検討する必要がある。	
⑤　県の委託事業 県からの委託業務の一つであるテレポート岡山ビル管理業務における管理人業務には、同会社の職員が従事している。県との委託契約の仕様書においては、管理人の「業務時間は原則として平日の午前８時から午後５時３０分までとする。」とされているが、同会社の就業規則では定時が午前９時から午後５時４５分までと定められている。 管理人は、テナント各社の業務に支障が生じないように就業規則の定時よりも自主的に早く出勤しているとのことであるが、このような就業状況では、同会社の就業規則に照らして定常的に定時外勤務が発生する一方で、仕様書の規定を遵守することが担保されているとは言い難い。 同会社は、管理人としての業務時間を規定上明確に定めるとともに、業務時間に則した給与体系を立案すべきである。	平成２５年度の委託契約から、管理人業務の勤務時間について、業務に必要な時間を再度精査し、「原則として平日の午前９時から午後５時４５分まで（１時間の休憩を含む）」に見直したところである。
（２）意見	
①　固定資産管理規程の策定 平成２４年３月３１日現在、同会社は５４，９４１千円の固定資産を有しているが、これに対する現物実査の頻度・方法等を定めた管理方針を明文化していない。また、経理方針に関しても実務上の慣行として引き継がれているだけであり、明文化されたものはない。 固定資産に係る経理処理方法を明確化するとともに、固定資産管理を適切に行うためにも固定資産管理規程の策定を検討すべきである。	規程の策定を検討する。
②　取締役報酬規程の策定 取締役報酬規程が作成されていない。個々の取締役に対する報酬を、取締役会で決議することにした場合には、取締役相互間のいわゆるお手盛りの弊害を排除するために、役職別の標準的な報酬や、取締役賞与を支給する際の基準等を明文化しておくのが望ましい。	取締役報酬は、これまでも株主総会決議による限度額の範囲内で支給しているところであり、引き続き経営状況等を踏まえながら適切に支給することとしたい。
③　事業計画及び中長期経営計画の策定 現在、３月に開催される取締役会で翌期の事業計画が報告されているが、数値目標として売上目標が掲げられているものの、利益目標は策定されていない。費用を管理する意味からも、少なくとも翌年度の利益目標は策定することが望ましい。 また、中期的な経営ビジョンについては、検討しているものの現在は計画書としては書面化されていない。計画書として策定することが望ましい。	経常利益について、目標の策定を検討する。 計画書の策定労力と効果を比較すれば、現在のところ必要性を認めていない。
④　県の関与の必要性	

同会社の設立目的は、中小企業の情報化を支援するとともに、県民生活全般にわたる情報化の推進を図ることであるが、前段の「中小企業の情報化を支援する」ことを達成するために手掛けられた直接的な事業である「受発注調整システムの構築」は他社へ譲渡したとのことである。一方、「県民生活全般にとる情報化の推進」は、岡山情報ハイウェイ基幹回線が整備されたことにより、ある程度達成できたものと考える。 また、県の入札案件では他の民間事業体と競合しつつも、契約を獲得し黒字基調となっていることから、営利団体として自立しているとも評価できる。県ＯＢである社長については、県に対して社長就任後２年間は県向けの営業活動を行わない旨の誓約書を提出しているとの説明を受けたが、この状況は、県が関与することでかえって営利団体としての行動を制約されていると見受けられた。 県が主導して同会社を設立した経緯はあるものの、現在の同会社の状況から考えると県が引き続き出資者として関与し続けることが妥当であるか否かについて検討が必要である。	同会社は、自治体のみならず民間事業者に対し岡山情報ハイウェイ（地域情報化のライフライン）への接続等の業務支援を行っているところであるが、ライフラインは、公平で中立かつ相応の技術を有する団体による管理運用をする必要がある。また採算性が悪い県北のＩＣＴ高度化においてもその要素は不可欠であることから、第３セクターが主体的に取り組むべきと考えている。 県ＯＢである社長について、就任後、２年間の営業の制約がある、県は、一般競争入札や総合評価による発注形態であり、会社の行動を制約するものではない。 また、県が引き続き出資者として関与することについては、前述のとおりこのような特異性のある第三セクターは岡山県の地域情報化推進に不可欠であるため、出資者として引き続き関与を行っていく。

２１．岡山県信用保証協会

（１）指摘内容

①　現金回収時に発行する領収証の管理 求償権の回収業務に使用する手書き領収証について、領収証管理簿を作成し領収証の持出者が明確にされている。しかしながら、領収証管理簿に記入する日付は持出日のみの記載で持帰り日の記載がなく、領収証が適切には使用されたか確認する手続としては十分ではない。また、個々の領収証管理については、領収証綴りの束ごとの管理番号を記載するにとどまっており、一目で確認できるよう個別の領収証の管理番号についても管理簿に記載すべきである。	平成２５年度から領収証管理簿に領収証の持帰り日欄を追加し、領収証管理担当者が領収証の適切な使用を確認した後に検印するよう変更した。また、個々の領収証管理については、常勤監事と検査室長が逐次監査を行うなど厳正な管理に努めている。
②　固定資産の会計計上時期 固定資産の取得に際し、会計システムや固定資産システムへの登録は、資産の検収時とすべきところ、固定資産対価の支払時となっている。 会計システムと固定資産システムに資産登録をする時期が支払時点の場合、代金を支払っていないが検収済である資産が簿外となったり、固定資産の現物実査の際にも不整合が生じる。適時適切な資産の把握のために、検収時点で固定資産システムへの登録を行う手続が必要である。	信用保証協会の経理処理は信用保証協会法施行規則に定められており、勘定科目に未払金という勘定科目がないことから、全国の信用保証協会で対価支払時に固定資産の取得を計上することとしている。

（２）意見

①　条件緩和保証債務残高のリスク管理の徹底 平成２１年１２月に時限立法で成立した中小企業金融円滑化法（以下、「円滑化法」と	信用保証協会の経理処理は信用保証協会法施行規則に定められて

いう。）は、平成２５年３月末に最終延長期限を迎えることになるが、円滑化法の期限終了は、信用保証協会にとって大きな影響がでることが懸念される。 実際に同協会の円滑化法の施行前の条件緩和債務の保証債務残高全体に占める割合は、施行前の平成２１年３月期と比較して大幅に上昇し、平成２４年度では２０％近い状況となっている。 一方で、信用保証協会が適用する会計基準によれば、企業会計における債務保証損失引当金・貸倒引当金に相当する勘定科目は、それぞれ責任準備金勘定・求償権償却準備金勘定であるが、いずれも残高に一定率を乗じた額にすぎず財政状況の実態が適切に把握できるものではない。 円滑化法によって条件緩和を受けた債権に対する保証債務は、円滑化法終了直後において代位弁済による損失が発現するリスクの程度は、他の一般条件緩和債権に対する保証債務とは当然異なるはずであるが、同協会においてこのような保証債務の区分管理ができていない。分離把握して債権リスク管理を十分に行うべきであるものと考える。 有担保保証債務についての担保価値の算定については、保証承諾時あるいは保証期間延長申請時に時価把握をしているのみで、固定資産税評価額等による時価の定期的把握が行われていない。少なくとも年に１度は定期的に担保価値の評価を行うことが必要であるものと考える。	おり、責任準備金勘定・求償権償却準備金勘定について規定を独自に変更することはできない。 また、円滑化法によって条件緩和を受けた債権に対する保証債務と他の一般条件緩和債権に対する保証債務は同様に厳しく期中管理を行うよう努めている。 担保価値の算定については、市町村の固定資産税評価額の見直しが３年ごとに行われていることから、中小企業者の費用負担も考慮の上、最終評価日より２年を経過したものについて再評価を行うこととしているものである。現状の２年ごとの見直しにより適正な担保価値の把握に努めたい。

２２．公益財団法人岡山県産業振興財団

（１）指摘内容

①　中長期経営計画の財務数値化 現状では、中長期経営計画が策定されていない。同財団においても、維持存続、発展するためには行動に伴った損益とキャッシュ・フローの状況の把握は必要である。今後は長期の行動計画を策定すると同時にそれを財務数値に置き換えて、それらを両輪として事業運営に資する計画を策定する必要がある。	当財産は公益目的事業 100 ％で公益法人の認可を受けており、その業務は県及び国からの補助・委託事業が大部分を占めている。県及び国の産業施策に関する予算により大きな影響を受けるため、長期の行動計画を策定すること自体が困難であり、それに基づく財務上の目標数値の設定も不可能である。 このため、県の総合計画及びそれを補完する県作成の中小企業振興計画を踏まえながら、年度ごとの県及び国の予算に適切に対応しつつ、事業運営及び財務処理を行う。
②　アンケートの集計結果 同財団では、アンケートを随時行っているが、その集計結果について特に情報公開していない。 同財団は、県が一部出資している外郭団体であり、県からの委託等県支出金により事業	景況調査等、特に情報公開が必要と思われるアンケートについては、プレス発表や財団ホームページへの掲載など、これまでも積極的な情報公開を行っている。

を行っている以上、県民からの要望等を取り入れたアンケートの集計結果について、ホームページ等を通じて県民に公表し、情報公開に積極的に努める必要があるものと考える。	セミナーや商談会等で実施したアンケートについては、事後のセミナーや商談会に活かすこととしているが、現状では、特に情報公開を行っていない。 今後は、アンケート結果を勘案し、幅広く情報公開が必要と判断したものについては、財団ホームページに結果を公開するなど情報公開を行うこととする。
③　きらめきファンド事業費補助金の実績集計誤り 同財団は、県が創設した「きらめき岡山創成ファンド」を管理しており、当該資金を運用することにより中小企業へ助成を行っている。県は、同財団に対し、助成事業の事務費について一部補助金を拠出している。 事務費のうち人件費に対するものについては、従事した者の年間給与から算出した単価に、実際かかった作業日数を乗じて算出し、報告しているが、実際作業時間と集計時間に差異が生じていた。事業ごとの作業時間を管理する日誌については上長による承認印が必要であるが、承認とともに、作業内容の確認と集計について再実施を行い、適切な実績報告をする必要がある。	日誌作成者による再チェックに加え、副担当者によるチェックを行った上で決裁者の承認を受けるようにし、作業内容の確認と集計作業のチェック体制を強化した。
④　業務システムと会計システムの債権残高の不整合 現在、会計システム上の債権残高と、債権管理システム上の債権残高に差異が生じており、会計監査においてもその旨が指摘されている。差異額は５，６７０千円であり、早急に原因の調査と修正をする必要がある。	調査の結果、業務システムにおいて契約解除を行った企業に対する損害賠償金の計上漏れや、損害賠償金残高について会計システムとの計上金額の相違が判明したため、業務システムの金額を会計システムに合わせるように修正を行った。 なお、両システムの不整合が他に及ぼす影響は認められなかった。
⑤　附属明細書の誤り 平成２３年度決算報告書の附属明細書において、引当金の明細の内容に誤りが生じていた。 今後、正確な情報を開示する必要がある。	経理班及び総務班でのダブルチェックを行い、体制を強化することで再発を防止するようにした。
（２）意見	
①　委託業務にかかる実績報告の資料の作成 委託業務において、年間の各費用項目の実績が委託前に同財団が作成した見積書における見積額と同額で所管課へ報告されていた。これは、実際には支出が見積より多く発生しているものの、費用超額分を同財団負担とし所管課への報告は見積と一致させるように報告していたためであり、実績の過少報告である。実績報告は、実際の支出発生額で記載した上で当初の見積額との差額を示し、委託料	見積と実績の差額を表形式にするなど客観的に分かりやすい資料を作成して報告することとした。

によりどの程度賄われたのか、及び同財団がいくら負担することとなったかを明示すべきと考える。	
②　テクノサポート岡山内ライブラリーの運営の見直し 現在同財団は、テクノサポート岡山内にあるライブラリー（図書館）の管理について県から業務委託を受けている。主な業務内容はライブラリー及び蔵書の管理、図書、ビデオ等の貸出し、図書管理システムの管理である。 平成２３年度のライブラリーは、１日の一般利用者数が２．４人と利用率は極めて低い。 同財団は技術情報ライブラリー運営費として４．５百万円を計上しているが、そのほとんどを図書整備等消耗品に拠出している。そのなかでも新聞９紙、週刊誌の定期購読に約１百万円を支出しており、１日あたりの一般利用者を考えると有効な図書整備に活用しているとは言い難いものと考える。 図書及びビデオの貸し出し業務についても貸出対象を同財団の賛助会員またはインターネット利用研究会会員としており、技術情報の提供を受けようとする者のニーズに十分に対応できていない。 今後は、ライブラリーの利用状況の改善、図書整備、利用対象の見直しを含め、ライブラリーのあり方について再検討する必要があるものと考える。	財団で配信しているメールマガジンや情報誌に新着図書などの情報を掲載し、利用率向上に努めることとする。また、財団が指定管理者となっている貸会議室の一角を活用して最新号につながる過去の週刊誌・専門誌等を陳列して図書の有効活用を図るとともに、ライブラリーへの誘導を行い、利用率及び貸出数の向上に努めている。 貸出対象の拡大については、現在検討中である。
③　資産の運用規程 同財団では財産の運用規程及び内規により、運用財産は安全性、確実性を勘案した方法で運用すると定められており、預金の他、国債、公債、普通社債で運用できる状況にある。債券については格付機関の格付が１社以上Ａ格以上のものを対象とするとされているが、運用開始後に当該格付が下落した場合についての運用方法及び方針が定められていない。時価が大幅に下落した場合には今後の処理についての判断を必要とする。そのため、運用開始後の方針と、時価の著しい下落が見られる場合の意思決定方法について新たに定めるよう検討されたい。	財産運用規程を改正して「リスク管理及びロスカットルール」を設け、格付けがＡ格以下となった場合及び時価が購入時と比較し一定以上下落した場合は、財産運用委員会に諮り判断する旨の規定を追加した。
④　リース設備台帳の整備 同財団では、小規模企業に対し設備のリースを行っており、リース対象資産についてはリース設備台帳を作成している。しかしながら当該台帳上でのリース原価の金額は「リース取引に関する会計基準」に則したものではない。会計上のリース原価については別途電子ファイルを作成し管理している。本来台帳により一元管理すべき情報が管理されておらず、誤謬に繋がる可能性もあり、台帳を正しい金額に修正し、管理すべきである。	業務システムを修正し、一元管理できるように作業中である。

２３．社団法人岡山県観光連盟

（１）指摘内容	
①　**会員退会届受領前の期間における年会費の徴収** 同法人の主な収入財源の１つに宿泊施設、運輸・旅行業、観光・文化施設関係などの民間事業者からの出資口数に応じた受取年会費がある。 退会した民間事業者に対する退会届が提出される前の期間における年会費について、当該民間事業者の支払能力は十分にあると思われるにもかかわらず、平成２３年度に回収不能額として処理されているものが散見された。 退会届けを提出する前の期間にかかる年会費については、当然徴収すべきであったが、十分な回収努力がなされたかどうか確認できなかった。今後は、十分な回収努力を実施し、回収不能額をできるだけ少なくすると共に、いつ、誰に連絡をして、どの様な回答であった等の記録を残しておく必要がある。	平成２４年度末における未収会費について、直接赴く等により回収に努めており、またその経過を記録、保存している。
②　**現金管理** 現金管理について、経理記帳担当が、現金実査も行っていた。記帳と資金管理担当は内部牽制の観点から別の担当者とすべきである。 また、現金有高表など現金実査記録が作成されておらず、上席者の確認もなされていない。今後は、これらの内部牽制手続を構築すべきである。	平成２５年度から現金有高表に基づき上司が現金実査を行い、記録に残すこととしている。
③　**領収証管理** 民間会員が年会費を現金で窓口納付する場合がある。この現金受領した際の領収証の管理について、経理記帳担当者が市販の領収証に社団印を押印し領収証を作成しており、領収証には連番管理もなされていなかった。この手続では、架空の領収証が発行されていないこと及び窓口納付された会費がすべて回収されているかどうかについて十分に確認することはできない。よって、これらの内部牽制手続を構築すべきである。	平成２５年度から連番管理を行っている。
④　**賞与引当金の設定** 同法人では、６月と１２月に期末手当を支給している。６月支給の期末手当の計算期間は、１２月から５月であることから、年度末においては、１２月から３月の４ヶ月分に相当する金額について、賞与引当金を計上すべきである。	平成２４年度決算から実施している。
⑤　**貸倒引当金の設定** 同法人では一部収益事業を実施している。主な収益事業は、インターネットのバナー広告等の広告掲載である。平成２３年度には未収金のうち１件が貸倒れしているが、今まで貸倒引当金は設定されていない。まずは債権区分を設け、区分ごとの貸倒引当金計上の要	貸倒引当金という勘定科目を計上することは、当連盟の全ての事業があたかも利益を目的としたものとの印象を与えることにもなりかねず、また、その額を法定繰入率にて推計した場合３万円に満たないもので あ

否を判定する必要があるものと考える。今後は、債権区分及び貸倒引当金計上ルールを策定し、ルールに基づいて適切に処理すべきである。	ることなど現時点では一部収益事業にとどまっているため、現段階で引当金計上することには慎重であるべきと考えている。なお、今後「収益事業」の内容が大きく変わる場合は改めて検討することとしたい。
⑥　退職給付引当金の計上 同法人では、期末の自己都合要支給額に基づいて退職給付引当金を設定している。しかし、平成２２年度からは、予算の都合上、期末自己都合要支給額の引当てができていなかった。今後は、期末自己都合要支給額を退職給付引当金として設定する必要がある。	平成２５年度から行っている。
（２）意見	
①　収入財源の確保 県や市町村からの負担金等が削減するなかで収入財源の確保を民間会員の出資口数を伸ばすことで賄うことの困難性がみられる。このような状況下であればこそ、同法人は公益法人制度の本来の姿である不特定多数の者からの事業協賛金や寄付金等による収入確保を目指さなければならない。事業協賛金を受けた実績は、大手民間事業者による１件にとどまり、今後不特定多数の者からの寄付や事業協賛金を伸ばすようにＰＲ活動をより積極的に行うべきものと考える。	財源の確保については、収益事業への取組や、会員とのタイアップ事業の推進など、積極的に取り組んでいるところである。 ご指摘の不特定多数の者からの事業協賛金や寄付金については、今後、キャンペーン事業などを実施する際には取り組んでまいりたい。
②　産業貿易振興協会との協力体制 同法人は観光名所やご当地グルメの紹介等を実施しているが、土産物（物産）については、産業貿易振興協会が紹介するものとしての積極的な紹介を実施していない。岡山県への県外からの誘客という目的に鑑みれば、旅行客の情報収集の利便性を上げる努力をすべきであるものと考える。よって、今後は産業貿易振興協会との協力をさらに密にし、情報の集約化に注力していく必要があるものと考える。	地域特産品の重要性は十分認識しており、公式ホームページでも民・工芸品、銘菓、果物、地酒等の紹介ページにより情報提供に努めているところである。 また、フェイスブックの公式ホームページにおいても、岡山県産業貿易振興協会の販売拠点である「晴れの国おかやま館」と連携し旬を迎えるお土産や岡山らしいお土産を取り上げるなど、話題性の高いお土産情報を発信することとしている。
２４．岡山県農林漁業担い手育成財団	
（１）指摘内容	
①　固定資産実査 同財団において、固定資産台帳上は記載されているが、現物が確認できていない資産が散見された。資産現物に管理シール等を添付することによって現物管理し、定期的に固定資産の実査も行うべきである。	改めて現物確認を行い、資産現物に管理シールを貼付したところである。今後とも定期的な実査に努める。
②　三徳園・体験学習農園における生産物の個数管理の必要性 三徳園では、販売可能な収穫物は園内やイベント即売会で販売している。また体験学習	平成２５年度から新たな生産物販売管理表を作成し、日々の生産

農園では農業体験用に作物を育成しており、生産物は農協等への委託、青空市場等で販売している。 同財団では、これらの作物の最終的な販売数については把握しているが、生産数、販売委託先への払出数や破棄数が把握されておらず、数量管理が不十分である。 まず、三徳園で、日々の生産数が把握されていない。園内販売において代金収受した職員が、日々実績を記録し、現金と併せ事務局に申告しているのみである。生産数と販売数との差数が、在庫として残っているのか、廃棄されたのか、顛末を確認することができない。 また、体験学習農園でも、生産数が把握されていない。更に、販売委託の際に、生産物をいくつ委託先に引渡したかの払出数も記録されていない。このため、生産数と委託販売先への払出数との差数や、委託販売先への払出数と委託販売先からの入金額や販売実績報告数との差数が、在庫として残っているのか廃棄されたのか、顛末を確認することができない。 このような管理体制では、仮に生産物や代金の横領が行われていても発見できず、生産物や販売代金の横領のリスクを防止するための管理体制が十分ではない。作物の販売収入は自主財源として重要であり、作物作付計画を立案するにも実績を把握することが肝要である。特に金額的に重要な生産物については数量管理を行うべきである。	数や販売数、在庫数の把握をはじめ、販売額と入金額の確認ができるよう改善したところである。今後とも適切な数量管理に努める。
③　貸付金の回収 平成２３年度末で１３件、１２，３２７千円が回収期限基準で滞納債権となっている。中には８年間滞納分（１，１２０千円）も存在する。実質的に回収可能性がないものについては損失処理するルールが必要である。債権回収要綱を県と相談しながら作成しているとの説明を受けたが、債権回収要綱をもとに回収努力をし、実質的に回収不能な債権については、損失処理するための自主ルールの作成が必要となる。	延滞者への面談等の回収努力を行ったことにより、平成２４年度末で滞納債権が 10 件、10,519 千円である。 また損失処理のルールや債権回収事務取扱要領を作成している。今後とも作成した要領に基づいて適正に対応する。
④　貸倒引当金の設定 滞納債権が多く、実質的に回収不能な債権を抱えているにも関わらず、貸倒引当金が設定されていない。平成１８年に、貸倒引当資産を５８５，８２３円計上しているが、この時も貸倒引当金は計上されていない。 まずは債権を分類し、債権の分類に応じて貸倒引当金を設定する必要がある。	延滞者への面談を実施している。作成した債権回収事務取扱要領に基づき、営農状況や生活状況をふまえた上で、債権を個別に分類し、財団において平成２５年度から貸倒引当金を計上することとしている。
⑤　有価証券運用規程等の策定 平成２４年３月３１日現在で保有している有価証券のうち、仕組債１銘柄（取得価額６０，０００千円）に含み損失が４１，８９２千円発生している。確たる資金運用方針をもたず、当面の高金利を受け取ることが可能な仕組債を購入したことは問題である。	財団において平成２５年３月に、運用方針や債券等の保有割合制限等を定めた資金運用規則を策定したところである。今後とも、本規則に基づいた運用に努める。

今後、このような投機性の高い金融商品を購入することがないよう、資金の運用形態を安全性の高い銘柄に限定する旨を定めた有価証券運用規程等の明確な方針を策定すべきである。	
⑥　矢野館の使用料 三徳園内にある矢野館が同窓会で使用される場合、使用料が収受されていない。 県からの指定管理業務である「岡山県青少年農林文化センター三徳園指定管理業務仕様書」の第６条３項においては、「利用料金を減免しようとする場合は、知事の承認を受けて減免基準を定めること」とされているが、同窓会が使用する場合に使用料を免除している点については知事の承認を受けていない。減免するのであれば、承認を受けるべきである。	平成２５年４月に、財団において減免基準を定めたところである（知事承認）。今後とも減免が必要な場合は、減免基準に基づき、適正な処理を行う。
（２）意見	
①　同財団の自主財源確保 同財団では、現状において収益のほとんどが県からの支出金で賄われており、同財団独自の自主財源はほとんどない。県の行政改革において今後も相当の支出削減が予想される ことを考えると、同財団がこのまま県の依存度の高いまま事業運営していくことは困難なものと予測される。このため、同財団として維持存続、発展していくためには自主財源の確保に早急に努めていく必要がある。体験学習農園は現在無料となっているが、県外からの来客者からは入場料を徴収する等の方法も検討していく必要があるものと考える。	経営改善のための中・長期計画を作成し、県と協議をすることとしていることから、自主財源の確保についても、今後は検討してまいりたい。
②　宿泊施設のアピール方法 三徳園及び体験学習農園には宿泊施設があるが、利用を増加させる余地がある。現状農林業関係の団体に対して誘致を実施したりしているが、広告宣伝の方法を工夫すれば宿泊客が増加する可能性があるものと考える。宿泊代金は同財団にとって貴重な自主財源であり、増加するための方策を講じる必要があるものと考える。	平成２５年度からホームページにおいて、財団が桜の開花情報を掲載し、新たなＰＲを始めたところであるが、これ以外にも過去の利用者への積極的な案内を始め、パンフレット配布などあらゆる機会を通じて、利用率向上を図ってまいりたい。
③　農地保有合理化事業における賃貸料 農地保有合理化事業において、同財団は、小規模農地を集約して大規模化を図ることを目的として、農地の取得・売却と転貸借を行っている。農地を取得・売却する場合は、売主・買主の双方から手数料を収受しているが、転貸借の場合は、賃借料と賃貸料が同額である。 賃貸借の場合であっても取得・売却の時と同様に同財団の事務費用をかけて農家に役務を提供しているので、取得・売却との均衡上、及び同財団の自主財源を確保する観点から、借地料に一定の手数料を加算した額で賃貸することを検討するのが望ましい。	農地の賃貸借における手数料を徴収していないところであるが、自主財源を確保する観点から、今後手数料徴収について検討する。

④　建物等の修繕計画の策定 体験学習農園には、農村の伝統や生活文化を保存展示するため、県内各地の代表的な民家を移築もしくは再現しており、４棟のかやぶき屋根の建物が存在する。これらはいずれも移築・新築から既に約３０年が経過している。いずれは老朽化に抜本的に対応する大規模修繕が必要になるものと思われるが、かやぶき屋根の葺き替え等の大規模修繕に関する計画が策定されておらず、必要な資金の手当ても着手されていない。 かやぶき屋根を葺き替える場合には多額の資金が必要になると推測されることから、それぞれの建物について実施予定時期の年次計画、必要な費用の見積り及び必要資金の調達方法を網羅した修繕計画の立案を検討するのが望ましい。	財団運営について、長期的な視点に立った経営改善が重要だと考え、財団において中・長期計画を作成し、県と協議することとしており、修繕計画も含めて検討してまいりたい。
２５．財団法人中国四国酪農大学校	
（１）指摘内容	
①　岡山県の出捐比率の誤り 設立当初からの出捐台帳や開示資料等を確認したところ不整合がみられ、岡山県の出捐比率が８５．２％であるのか４１．４％であるのか不明確になっている。当時の理事会議案書によれば、当該資産総額を現物出捐とし、そのうち基本財産が６，３５１千円、残余を運用財産と認識していると考える。これを前提とすれば、県の出捐割合は、現物出捐５１，６０７千円に基づき８５．２％と推定される。資料間の不整合を解消すべきものと考える。	今後、関係部局とも協議・調整した上、資料間の不整合を解消していくこととしている。
②　固定資産の計上区分誤り 現在同法人では固定資産の勘定科目について建物、工作物、備品のみ計上されているが、固定資産台帳を通査したところ、他の勘定科目で計上すべきものが検出された。 固定資産の勘定科目を改め適切な原価計算を行うことで、経営管理に資するところから適切に処理されたい。	備品の中に車両運搬具として計上すべきものがあったので、平成２５年度から会計システムの勘定科目に車両運搬具を追加し、適切に処理している。
（２）意見	
①　受益と負担の関係からみた不均衡の是正 出捐者である構成他県へ従事した卒業生は約半数を占めるが、出捐者である他県からの補助金支出が全くないのは、受益と負担の関係からみて明らかに不均衡である。県及び同法人は他の構成県に対し、負担を積極的に求めるべきではないかと考える。また、全国で類似した農業学校として日本農業実践学園（茨城県）、八ヶ岳中央農業実践大学校（長野県）があるが、一部国からの補助金を受けているとのことである。国からの支援についても他の構成県とともに積極的に働きかけるべきではないかと考える。	構成他県に対する財政的支援の要請は、各種の会議など、あらゆる機会を捉えて要請しているところである。 なお、農林水産省からは、新規就農支援の事業として支援を受けているところである。

②　固定資産実査の実施 同法人では固定資産を管理する手段として固定資産台帳を作成しているが、実査が行われていない。今後は、固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものと考える。 また実査によって現物の老朽状況を確認することにより、修繕計画の策定にも役立つ。また、同時に遊休資産の有無を確認し、資産の有効活用、除売却の必要性を検討する判断材料ともなることから積極的に取り組まれたい。	固定資産の実査に向け、現在マニュアルを作成中である。
③　県有資産の管理 同法人では、一部県有の固定資産を使用しているが、日常業務における担当者レベルでの点検等に留まり組織的な資産管理がなされていない。本来、県有財産は県に管理責任があり、固定資産の現物確認、管理は県が行うべきであるが、長期にわたり貸与されている同法人においても現状を報告する義務がある もの と考える。すなわち、県は一次責任を負い、同法人に管理、報告させる必要があり、またそれを検証すべきである。同法人は二次責任を負い、使用者としての管理責任と報告を行う必要がある。 そのために同法人は、県有財産についても管理規程を定め、台帳管理を行い、定期的な実査により資産の現状を把握することが望ましい。	県有財産についても、財産管理運用規則及び財産管理台帳に基づき、実査も含めた適切な管理に努めてまいりたい。
④　修繕計画の策定 同法人では、旧県営時に保有していた固定資産について引き継いで使用しているが、耐用年数を超えて使用しているものもあり、今後現有資産の使用について中長期的な視点に立った修繕計画、投資計画が必要となる。 両計画とも、同法人の維持存続のためには必要であり、また資金的手当てを見積もるためにも必要不可欠のものである。加えて、修繕計画を策定する中で会計上の引当金の要件が揃う状況が生じるならば、修繕引当金等の科目により引当計上をする必要がある点に留意が必要である。	中長期的な視点に立った修繕計画は必要と考えており、平成２９年度を目途とする中期運営計画の中にもこの旨を盛り込んでいる。 今後とも、計画的な設備更新に努めてまいりたい。

２６．株式会社岡山県食肉センター

（１）指摘内容

①　投資有価証券の評価益の計上 投資有価証券に区分されるＮ株式について平成１７年度において９，９４６千円の評価益が計上されており、以降当該評価益を含んだ金額を帳簿価額として引き継いでいる。売却等により実現していない利益の計上は会計上認められておらず是正すべきである。	Ｎ株式については、平成２５年４月に所有株のほぼ９割を売却し、売却益を営業外収益に計上している。
②　保険積立金の過大計上 同会社が受取人となっている従業員生命保険について、各月の保険料支払額が全額資産	是正に向け顧問税理士と検討しているところである。

計上されていたが、受取人が会社である従業員生命保険は、資産計上すべき額と費用処理すべき額に適正に分けて計上する必要がある。一部費用計上すべき額が資産計上されていたため、資産が過大計上となっており、是正すべきものと考える。	
③　貸借対照表の表示 取引先である（株）Ｋ社は、平成１４年度中に民事再生法適用を申し立て、以降民事再生計画どおり同会社の保有する滞留債権は順次回収されている。しかしながら、（株）Ｋ社に対する債権は回収までに５年超を要するが、流動資産の売掛金として表示されたまま貸倒引当金も計上されていない。貸借対照表の表示上、破産更生等債権として表示し、同額貸倒引当金の計上が必要であるものと考える。	是正に向け顧問税理士と検討しているところである。
④　長期滞留債権 同会社には長期滞留している債権があり、貸倒引当金を５０％引き当てている。内容は以下の通りである。 Ａ社： 売掛金残高　７，６４１千円 資金化未決済小切手　２，１００千円 不渡り小切手　１，２００千円 Ａ社は平成１４年度から支払いが遅延し始め平成１７年６月には取引を停止している。平成１８年度まで交渉を続けてきたが、現在は連絡手段がない状態である。また、民間の調査機関の報告では銀行取引が停止していることが確認されている。 Ｂ社： 売掛金残高　３，０６５千円 受取手形　９１４千円 特別会員出資金　１００千円 同会社では平成２０年５月７日に、Ｂ社の自己破産に関する資料を岡山地方裁判所より入手しており、平成２０年４月１５日付で破産確定していることを確認している。 上記２社に対する債権については、実質的に回収不能の状態であり、債権の資産性が認められないことから、損失処理すべきである。	現時点では未処理であるが、将来的に財務状況が好転すれば、債権を償却し損失処理をする予定としている。
⑤　退職給付引当金 同会社には従業員が５１名在籍しているが、退職給付引当金を計上していない。今後は毎期末に期末要支給額に基づいて退職給付引当金を計上すべきである。	平成２６年度からの積立てに向けて、詳細を税理士と検討することとしている。
⑥　減価償却費の計上 有形固定資産の減価償却は、取得価額の５％まで償却した時点で償却を終了しているが、法人税法上、残存簿価（９，３１０千円）を５年で均等償却することが認められている。一般に公正妥当と認められる会計処理としても、残存簿価を法人税法の規定に基づき５年で均等償却すべきと解されている。よ	適正な処理に向けて、税理士に相談しているところである。

って前年度までの５年間各年度で１．８百万円程度費用が過少になっている。	
⑦　取締役会の開催 取締役会は３箇月に１回以上開催される必要がある。同会社では定期取締役会は会社法で定められている取締役会の頻度及び回数を満たしていない。今後は適時の情報共有のためにも、３箇月に１回以上取締役会を開催する必要がある。	平成２５年度は、既に３回開催している。年度中に合計４回開催する予定としている。
⑧　各種規程 経理規程・固定資産管理規程・職務分掌規程が定められていない。これらの規程は会社運営にあたり重要であることから早急に制定すべきである。さらに、現在存在するその他の規程についても、定期的な見直しが実施されておらず、現状と整合しない規程も存在することから、全体的に規程の見直しを図るべきである。	随時整備する予定としている。
⑨　現金実査 １階の金庫及び２階の金庫で現金を管理している。１階の金庫と２階の金庫のそれぞれを別の担当者が毎日実査しているものの、その結果は鉛筆で記入されており、書きかえることが可能な状態である。さらに、担当者の押印がなく責任の所在が不明確であると共に、他の担当者による二重検証も実施されていない。今後は、実査の結果はボールペン等書き換え不能なもので記入し、担当者がわかるように押印をすると共に、定期的に他者（可能であれば上席者が望ましい）による二重検証を実施すべきである。	鉛筆書きからボールペン等に変更するなど、指摘事項については既に是正済みである。
（２）意見	
①　金融機関からの借入金に対する代表取締役個人からの債務保証受入 同会社の金融機関借入金（平成２４年３月末残高１１８，７６０千円）に対して、民間出身の同会社代表取締役個人から債務保証を受け入れている（極度額２００百万円）。リーマンショック以降信用状態が悪化した同会社に対し、県は補助金や負担金等の資金援助はせず、自立再建を促したことは評価できる。 しかしながら、県をはじめ全農連など同会社への債務保証行為ができない団体で株主が構成されているとはいえ、同会社は地元畜産農家の保護と県産食肉の安定供給を行う目的で、目先の採算に囚われず食肉地方卸売市場で食肉の買い手としても参加しているなど、公的な性格の強い団体である。 同会社が陥った信用不安を民間出身の代表取締役社長の個人保証により補完させることは、県の姿勢として適切とはいえないと考える。県として同会社の信用補完の方策を検討すべきものと考える。	同会社は、県営食肉市場の一端を担っており、その重要性は十分認識しており、何らかの方法を検討したいと考えるが、県が信用補完することについては解決すべき課題もあり、慎重に対処することとしている。

２７．岡山県漁業信用基金協会

（１）意見

①　団体としての存続意義 同協会は、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について、その債務を保証することにより、資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを設立目的としているが、近年県の漁業人口は減少しており、当該事業を行うためだけに外郭団体を設ける必要性があるか疑問の余地がある。 平成２３年度の収益の内訳の主なものは、事業収入としての保証料収入７８１千円、財務収益としての有価証券利息６，９０５千円、その他３３４千円である。自主財源としての事業収入である保証料収入も、平成２３年度において２件しか新規保証の発生がなかったために低水準になっている。現状では、財務収益により同協会の運営が賄われており、本業としての事業収入が陰に隠れている状況である。自主財源を確保するために事業収入を増やす必要はあるものの、上記のような漁業市場の縮小や後継者不足による漁業人口の減少及び昨今の低金利時代や貸付制度の多様化で、新規保証貸付ができていない。このことを考えれば、信用保証を行っていくためだけに同協会が存続する必要性について疑義を持たざるを得ない。漁業の振興のために、保証業務の存続意義はあるとしても、同協会が借入をしてまで事業を行うほどの規模や効果は得られていないと考える。 設立当初の経済環境から大きく変化した現在においては、近隣他県にある同様の協会との統合も視野に入れるなど業務の効率化を図った上で事業運営を行うべきと考える。県としては、漁業信用基金中央会の広域合併の議論を進めながらも、一方で県内の漁業振興を図る必要性があることから、独自に対応する必要がある。 融資という観点から考えた場合、県内の他の信用保証している外郭団体との業務統合も一案として挙げられよう。債務保証というサービスには違いなく、サービスを統合する方が保証に対するノウハウも蓄積されより充実した検証体制が構築できるものと考える。	当協会は、中小漁業融資保証法に基づき、漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、その債務を保証することを主な目的として設立された法人である。 協会の保証業務が減少している中でも、需要ある限り中小漁業者に対する保証は必要であることから、平成２５年７月の理事会において、一般社団法人漁業信用基金中央会が主催する広域合併勉強会の参加を決定したところである。
②　情報公開 同協会は、その事業活動についての情報公開がなされていない。県の外郭団体であり、団体として存続する以上、県民への説明責任があり、情報公開に努める必要がある。	法人の概況、事業報告及び事業計画の概要は、県ホームページで毎事業年度公開しており、必要な情報公開はなされていると考える。
③　中長期経営計画の策定 中長期経営計画の計算書は作成されてはいるものの、行動計画等に基づかない計算書であるために計画が形骸化しており、管理上意味をなさないものになっている。	中長期経営計画は今後５カ年の行動計画について示したものであるが、情勢の変化に応じて内容を精査し、計画の修正の必要がある

同協会を存続させていくためには、中長期ビジョンを立ててそれに基づく計画を策定し、実績との比較を行っていくことにより事業運営を管理していく必要がある。	場合は、適宜対応してまいりたい。
④　債務保証の審査 債務保証の審査にあたっては、岡山県漁業信用基金協会業務方法書（以下、「方法書」という。）に定めるもののほか、岡山県漁業信用基金協会債務保証審査基準（以下、「審査基準」という。）により、その適否を定めるものとしている。また、その際には債務保証審査委員会規程の定めに従い、岡山県漁業信用基金協会債務保証審査委員会（以下、「同委員会」という。）による合議体において調査審議しその結果を導いている。 同委員会の議事録を査閲したところ、審査をした事実は伺うことはできるものの、具体的にどのように審査したのか客観的に不明であった。方法書や審査基準に準拠して審査手続が実施されていることを客観的に把握するためにも、審査手続のチェックリストを作成し保管しておくべきである。	平成２４年１２月から審査基準の内容についてチェックリストを作成し、同委員会での審査時に使用し、議事録と併せて保管することにより、審査内容がわかるよう改善したところである。
２８．財団法人岡山県水産振興協会	
（１）指摘内容	
①　海難予防対策事業にかかる助成金給付申請書 海難予防対策事業は、海難予防設備の購入にかかる費用の一部を助成する事業であり、岡山県下にある２０の漁業協同組合から毎年申請書が提出され、これに基づき助成金が交付される。 ２漁業協同組合からの申請書について、申請書の様式間で不整合が見られた。助成金の交付は、実際の購入実績に基づき実施されているため交付金額そのものに問題はないが、申請書類は、助成金交付決定をする上で重要な書類となるため、各書類の整合性を確認し、交付決定を実施すべきである。	平成２４年度申請分から申請内容の審査に当たり、各書類の整合性を図るよう改善したところである。
②　賞与引当金の計上 職員給与規程によれば、賞与は夏季６月、冬季１２月、そして年度末である３月に支給される。夏季賞与の計算期間は１２月１日から５月３１日となっている。適切な期間損益を把握するため、年度末において夏季賞与支給見込額の４カ月分（１２月から３月分）を賞与引当金として計上する必要がある。	平成２５年度決算から、必要な引当金を計上することとしている。
③　家族（扶養）手当 同協会の職員給与規程では家族手当について「家族手当は県に準ずる」と規定している。しかし、同協会の家族手当と県の扶養手当を比較すると乖離が生じている。職員給与規程に「県に準ずる」と記載がある以上は、職員給与規程の見直しを行い、乖離を解消すべきである。	本指摘は、規程改定時の修正漏れによるものであり、協会では平成２２年９月から県に準じない独自の規程を策定していることから、職員給与規程に記載された「県に準ずる」を削除して対応したところである。

（２）意見	
①　漁業操業安全対策事業にかかる助成金額 漁業操業安全対策事業にかかる助成金について、決定の具体的な方針及びその金額について明文化されたものは存在しなかった。助成金額は同協会独自で決定できるものであるが、その決定にあたり恣意性の介入を防ぐためにも助成金額算出の具体的な方針及び金額算定基準を明文化するほうが望ましい。	平成２５年度から事業計画書承認の際に各助成金の助成内容及び助成単価について理事会で明文化し、その結果を各組合に通知したところである。
②　中間育成事業応札にかかる決裁方法 同協会は岡山県から尻海、大畠、寄島の３箇所の中間育成場における放流用種苗の中間育成、配布及び各中間育成場並びに付帯施設の保守・管理業務を受託している。 中間育成事業にかかる一般競争入札への参加に先立ち、同協会は入札参加の可否及びその金額について内部決裁を取っている。しかし、決裁資料には入札予定金額総額についての情報が記載されているのみで、どのような過程で当該入札予定金額が決定したかを示す積算資料の添付がなされていない。積算資料は入札の可否及び入札予定額の妥当性について判断資料となるものであるため、積算資料を添付して決裁を行うべきである。	平成２５年度受託事業に係る入札の内部決裁から、積算の根拠を添付して決裁を行うよう改善したところである。
③　中間育成事業にかかる餌料費支出 中間育成事業で使用した餌代として、平成２４年３月期に４，２５９千円の餌料費が計上されている。このうち、２，４４９千円に関しては未使用となっている。 年度末において未使用の餌料在庫を把握するとともに、未使用物に関する取扱いを県と協議すべきである。	受託期間中に使用しない餌料や物品の購入を行わないようにするとともに、平成２４年度については、未使用分の委託額を減額して対応したところである。これにより、平成２３年度末に発生していた餌料在庫は解消されたところである。
④　中長期経営計画の策定 翌期の事業計画を作成しているのみで、中長期経営計画の策定は行ってない。同協会の主たる財源となるのは基本財産運用益である が、依然として金利水準が低調に推移し、同協会の運営は厳しい状況にあるといえる。このような状況下で中長期的な視野で同協会としての行動指針や行動計画を定めるのは、今後、同協会を継続的に運営するために有用であるといえる。基本財産を有効に活用し、継続的に事業を実施していくためにも中長期経営計画の策定を検討されたい。	現在、協会運営の今後の方向性について検討を行っているところであり、その結果を踏まえ、中長期計画の策定について検討する。
⑤　県中間育成事業 県は県栽培漁業基本計画に基づき種苗の中間育成事業を実施し、これを同協会に委託している。中間育成事業にかかる費用のうち２分の１を沿岸市町村及び関連漁業団体が負担することになっているため、年間の行動計画を岡山県栽培漁業推進協議会で示している。負担金を負担する市町村及び関連漁業団体の理解を得るためには具体的な説明は必要であ	平成２４年度から、協議会内での負担金に係る協議の際は、入札参加予定者を退席させるとともに、各委員に対して資料の取扱いについて厳重な管理を依頼したところである。

るが、結果として中間育成事業にかかる県年間予算規模がわかる状況となっている。 岡山県栽培漁業推進協議会へは、中間育成事業入札の参加予定者の出席もあることから、現状について県としての方策を考えるべきである。	
２９．社団法人おかやまの森整備公社	
（１）指摘内容	
①　委託検討過程の資料の整備 同公社では平成１７年度より随意契約から競争入札に積極的に切り替える取組を実施し、平成１７年度では全業務委託契約のうち随意契約が９９．３％を占めていたものが平成２３年度では全業務委託契約２５１件のうち随意契約が５３件２１．１％と競争入札による契約が進んでいる。 しかしながら、随意契約の落札率は平均で９７．８％と、指名競争入札、一般競争入札と比べ、若干高い値となっているため、更なる競争入札の実施により、経済合理性を追求することが望まれる。 除伐・間伐作業、作業路の新設・整備にかかる業務委託について平成２３年度において１６件のプロポーザル形式による随意契約が行われたが、内部で契約に係る提案についての検討委員会は設置され検討はなされているものの、委員会の会議録や評定表は残していない。プロポーザル形式の性質上、提案計画の有効性、経済性等の検討段階において恣意性が介入する可能性があることから、契約の透明性を担保するためにも検討過程については明確に記録を残すべきである。	公社事業については、現地精通者しか実施できない境界確認事業や競争入札に付したにもかかわらず落札者のない事業を除き、原則として競争入札を実施しているところであり、引き続き、競争性の確保を通じた事業費の削減に努める。 また、プロポーザル形式による随意契約事業（地域の事業者からの提案によって、他の私有林を含めて一体的に実施する「提案型収穫事業」で、提案内容を適当と判断した場合には、提案者に随意契約で委託して事業を実施する。）については、契約の透明性を確保するためにも、検討過程の記録を適切に整備する。
（２）意見	
①　森林資産全体の回収能力情報の開示 同公社の総資産６７，９６３百万円のうち、森林資産勘定残高は６５，８３５百万円（いずれも平成２４年３月３１日現在）と大半を占める。森林資産の立木販売に適し主伐する時期は同公社では５０年生とされているが、同公社保有の森林資産は４５年生以下のものが９２．９％を占める。すなわち、同公社が扱う森林資産の林齢はまだ低く立木販売のピークを迎えるには、まだ１５年ほどの歳月を要するのである。 一方、素材価格は、昭和５５年をピークとして長期低落傾向にあり、平成２２年の価格を昭和５５年と比較すると、スギは約３０％、ヒノキは約２８％に減少している。 同公社は、事業資金を借り入れ、約半世紀後に分収された収入をもって、その事業期間に投下されてきた実事業費を回収するといった超長期間で１サイクルの事業構造となっている。 このような事業構造であるから、県民の関心は、森林資産が立木販売に適した時期まで	森林資産を立木販売に適した時期まで育成したときの資金回収見込額については、林業公社会計基準に基づく財務諸表には記載されていないものの、公社長期経営計画における伐採収入額として計算し、公表されている。 今後とも、県民に対して、分かりやすい情報開示に努める。

育成し、現在の素材価格で販売したと仮定して得られる資金回収見込額は、これまでに要したコスト総額（森林資産勘定残高）と比較して見合うものであるのか等にあるものと考える。

しかしながら、林業公社会計基準に基づいて回収能力の開示が要求されているのは、標準伐期に達した森林資産についてのみであり、大半を占める標準伐期未満の森林資産については特に要求されていないことから、開示は行っていないが、全森林資産について伐期に達したものと仮定した試算結果を積極的に開示することが望ましいと考える。

②　県借入金の償還可能性と適時な計画の修正

同公社の森林整備事業は森林整備に係る国・県の補助金や間伐収入等を除く実事業費の全てを借入金に依存し収入を得るまでの間が超長期にわたるといった特殊な収支構造である。こうした森林整備事業の特殊性が社会経済情勢の変化の影響を強く受け、今日の公社経営の課題となっている。

同公社は、平成１６年の抜本的改革以降、県からの無利息短期借入金について一括返済と新規借入を繰り返す、いわゆる一時借入金のころがしを行っている。毎年の返済は、主に県からの償還補助金（１，０６７百万円）で賄うとともに、平成１８年度からは自力での年度内返済も継続して行っており、完全な自力返済が可能となるまでは、毎年、県より償還補助金を受け続ける状態となっている。

県借入金の償還可能性について、同公社が作成した借入金返済の計画によると、例えば将来の木材価格が平成２１年度時点と変わらないと仮定した場合、立木販売収入の分収後の収益４１３億円が見込まれ、県の償還補助金を２９２億円受けた時期（県の償還補助金は毎年１，０６７百万円であるから平成１７年度より２７年後（平成４４年度に該当）に相当する）以降は自力返済することができるという見通しである。

また、平成２１年当初の木材価格水準が平成２４年度には大幅に下落していること、平成２３年度には森林環境保全直接支援事業に係る補助金制度も導入され、同公社の経営環境に大幅な変更がみられたことから、今回監査人からの要請により、特別に同公社が大まかな試算を行った償還財源の見通しによると、事業収入は材価の下落により減少するものの、個々の契約地別の採算を判定するに際して伐採木の搬出に対する造林補助金が増加したことで、採算上搬出が可能となる契約地が増加し減少幅は１１２億円にとどまる。また造林補助金においては、材価の下落以上に増加したことにより、収支は悪化しない試算結果となっている。このため、前提条件が大きく変わらない限りにおいては、県借入金の償還については、可能であるものと考えられる。

ただし、同公社は木材価格の急落により事

長期経営計画は、平成１６年度から平成８１年度までの超長期にわたる計画であることから、５年ごとに情勢変化を踏まえた見直しを行っている。

今回、木材価格が一時的に下落したことから、大まかな再試算を行ったが収支が悪化しない結果を得ており、予定どおり平成２６年度に見直しを行うこととしたい。

業運営が厳しくなり、平成２３年度からは森林環境保全直接支援事業に係る補助金制度が導入され大きな経営環境の変化があったにも関わらず、平成２１年度以降、長期経営計画を見直してこなかった。重要な事象が生じた場合は随時見直し、新たな事象が発生した事象年度を初年度として長期経営計画を修正すべきと考える。	
③　不成績造林地の減損についての考え方と松枯れを含む土地の一部分筆解約又は除地処理 （ｉ）林業公社会計基準によれば、森林資産のうち、主伐時期に応じた一定の林齢に達した資産にあっては、立木販売収入を基とした正味売却価額との検証を行い、減損損失の認識を行うこととされている。 この「主伐時期に応じた一定の林齢に達した資産」とは、同公社が森林法に基づき定める森林経営計画などにおいて、主伐時期が明確になった時点（同公社の場合は５０年）を減損の認識を行うに適切な時期と捉えることとされている。 この点、同公社は例えばマツクイムシにより松枯れとなった不成績造林地を含む森林資産についても、未だ一定の林齢や森林経営計画書における主伐時期に至っていないとして減損の検討をおこなっていない。しかしながら、不成績造林地を含む森林資産についてはそもそも当該土地部分ついては、将来の経済的便益が著しく下落しているのであるから、他の土地とは区分して管理し、遊休資産として減損の検討を行うべきである。 （ⅱ）不成績造林地のうちマツクイムシにより松枯れとなった土地を多く含む森林資産については、共生している広葉樹の自然林となってゆくため、同公社として森林管理業務の必要はなくなり、実際に特に業務は行っていない。 このことは、公益的見地から同公社が管理を継続する必然性はなくなっていることを示している。 主伐の土地を分筆し地上権の部分解除をするか、森林所有者との契約を一部改訂し特約除地として整理を積極的に進めるべきである。	（ｉ）マツクイムシ被害林等の不成績造林地については、これまでも森林資産を減損処理し、解約等の整理を行ってきている。 （ⅱ）契約地全体を精査するためには長期間を要するが、今後とも積極的に進める。
④　分収割合の見直し 同公社では造成林について過去に分収割合（地権者との分収契約における公社への配分割合）の見直しが行われたが、分収割合の変更があったものは市町村林及び新規契約所有者にすぎず、全体での分収割合は６１．１％に留まっている。皆伐から非皆伐による将来の収益低下を補うためにさらなる分収割合の変更余地について検討する必要がある。 仮に分収割合が７０．０％に引き上げられた場合、中長期経営計画予算を基に平成２４度から平成２６年度までの３年間で８７百万円の事業収入の増加が見込まれ、７５．０％まで引き上げられた場合には１３６百万円の	公社の分収割合は昭和４０年度契約から６割、平成７年度契約からは７割、平成１１年度からは８割に引き上げている。 さらに平成１６年度の改革では市町村有林の既契約分について、公社分収割合を全て８割に増変更することとした。 市町村有林以外の既契約分については、既に大部分の土地所有者が択伐への移行や伐期延長による収入減を伴う契約変更を受け入れていることから、分収割合の見直

増加となる。 市町村林については他の公社で分収割合を９０％まで引き上げた事例もあり、更なる変更余地があることから今後も変更交渉を模索すべきであるものと考える。	し等は、理解が得られにくいと判断している。
⑤　間伐材等の製材業者との直接提供契約による増収 間伐材等の販売について、木材市場へ売却する方法と直接木材取扱業者へ販売する方法がある。直接業者へ売却する方法では市場への売却手数料が不要となることから１㎥あたり２，０００円程度の費用削減効果がみられる。 平成２３年度の直接売却は１件８０２㎥売却面積換算で８．２ｈａ／７５９．４６ｈａ全体面積全体の１．１％に留まっているが、今後、製材業者との直接提供契約を結び、ニーズに合わせた供給を積極的に推し進めることで費用削減が可能となる可能性もあるため検討されたい。	今後とも、直接、木材取扱業者や製材工場へ販売する方法など、より有利な販売方法を積極的に検討する。
⑥　森林資源の利用拡大 （ｉ）バイオマスへの取組 岡山県真庭市では、「バイオマスタウン構想」を公表し、バイオマスの利活用に関連する各種取組について推進している。その構想のもとで伐採後に残る木材、廃材などを積極的に再利用し、エネルギー化を進めている。なかでも平成２７年４月から稼働予定であるバイオマス利用発電所では燃料用チップを年間約１５万ｔ規模で活用した発電を計画している。真庭市における同公社の造林面積は１０．３％を占めており、県下全体では人工造林面積の約１５％に相当する森林を造林地として管理している。これに鑑みると同公社では年間１０，０００ｔ程度の林地残材、間伐材チップの需要が生まれることとなり、新たに数千万円程度の収益（チップ換算）を見込むことができる可能性もあるため、積極的に取り組むべきではないかと考える。	（ｉ）真庭市内のバイオマス発電施設は、平成２７年４月から稼働する予定であり、今後、未利用間伐材等の買取価格が明確となった段階で、積極的な取組を行ってまいりたい。
（ⅱ）オフセット・クレジットの利用 平成２０年１１月より環境省の主導によりカーボン・オフセットに用いる国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（Ｊ－ＶＥＲ）制度」が始まっており、森林資源の新たな活用方法として注目されている。 同公社は県下民有人工林面積の約１５％を占めており、カーボン・オフセット制度上においては将来収益の獲得可能性がある資産を有しているといっても過言ではない。 平成２４年９月現在、全国では１００件あまりのカーボン・オフセットの認定案件があり、森林整備を活動とした案件も認定されていることから、同公社も積極的に取り組むべきではないかと考える。	（ⅱ）「オフセット・クレジット（Ｊ－ＶＥＲ）制度」については平成２４年度末で終了し、新たな「Ｊ－クレジット制度」が平成２５年度から制定されている。新制度の推進状況等を調査した上で、導入が可能かどうか検討する。

３０．財団法人岡山県林業振興基金

（１）指摘内容	
①　**貸借対照表上の基本財産の計上不足** 同法人の平成２３年度の貸借対照表上の基本財産は１，９１３，０２０，７９４円であるが、受け入れた出捐金の合計は、１，９１３，４５９，０４９円であり差異が生じている。これは、基本財産について投資有価証券で運用していることから生じる取得原価と時価評価額との差異によるものである。 ここで、同法人の基本財産は寄附行為に定めるところにより、維持しなければならず、貸借対照表上も受け入れた出捐額を維持する必要がある。 したがって受け入れた出捐額１，９１３，４５９，０４９円を維持するよう他の資産から充当しなければならなかったものであり、訂正する必要がある。	平成２４年度の決算においては貸借対照表の基本財産に有価証券時価評価額１，９１２，４４０，２４１円を計上するとともに、受け入れ出捐額１，９１３，４５９，０４９円との差額１，０１８，８０８円を流動資産として農林中金の預金口座で管理することにより、基本財産の維持が図られるようにしているところである。
（２）意見	
①　**助成事業の給付額の算定基準** 多能技術者養成事業については、「平成２３年度助成事業の給付基準」において「その給付対象は研修に参加した者を対象に、その研修日数に理事長が定める基準単価を乗じた額の４分の１以内とする」と定められている。 しかしながら、当該基準単価は長期間見直しが図られておらず、現在採用している基準単価１２，３００円は平成２３年度の県の公共工事設計労務単価１３，１００円と乖離している。 助成金の給付額の算定には客観性、合理性が求められることから、適時直近の労務単価を基準として採用する必要があるものと考える。	平成２４年度からは当該年度の県の公共工事設計標準単価表の普通作業員単価を基準とするよう見直している。
②　**事業と寄附行為の見直し** 寄附行為に事業として７つの事業を掲げているが、「林業労働力に関する調査・研究事業及びその助成事業」及び「高性能林業機械等の整備促進事業」については平成２１年度以降事業実績はなく、平成２４年度の事業計画にも実施予定がなく、寄附行為の記載内容について変更の検討を要する。 同法人では林業従事者の就労条件の整備、担い手の育成確保を目的とし、基金運用により事業を行っているが、運用益の大幅な増加が見込めない現状においては、より目的に適う事業を実施する必要があり、当該実績の無くなった事業だけでなく、現在実施されている事業についても内容を検討し、基金運営を適時見直すべきであるものと考える。	当基金の目的である林業従事者の就労条件の整備、担い手の育成確保を図るため、寄附行為に定める事業について選択と集中の観点から見直しを行いつつ、効率的な運営に努める。
③　**財政基盤の強化策** 同法人は、近年の低金利化に伴い基金の運用益が減少したため、事業規模が縮小しており、平成１８年度に８５７百万円であった事	低金利化に伴い基金の運用益が減少し厳しい財政状況ではあるが、助成事業の維持のための更な

業費が平成２３年度では６０１百万円にまで減少している。 かかる状況下で同法人は助成事業の安定的な運営を行うために、出捐金の増加のための活動を行っているが、困難な状況が続いている。林業の担い手育成に係る事業について助成事業の維持のための財源確保を十分検討すべきである。	る財源確保に努めるとともに効率的な執行に努めているところである。
３１．岡山県土地開発公社	
（１）意見	
①　普通財産に転用して処分可能な用地の取扱い 小金井用地に関しては、住宅街の中にある整備された土地であり、潜在的な買い手は十分存在する土地であるものと考えるが、平成１６年に管財課が担当課となって以降売却等の措置は講じられていない。 同公社が先行取得した土地である以上、県が土地の売却措置を実施するという意思決定を行わず、長期間に渡り公社に保有させることは、期間相当分の支払利息が土地再取得価額に含まれることになり、結果的に、含み損失を増加させてしまうことになり適切ではない。潜在的な買い手が存在すると思われる小金井用地は、土地の含み損失を顕在化させることになったとしても、早期に売却等の措置を講ずるべきであるものと考える。	小金井用地については、平成２５年度に県が再取得を行う予定としている。 なお、再取得後は、事業への活用を検討し活用しない場合は売却等の処分を行うこととしている。
②　代替地の取得手続 『土地開発公社の適切な経営』「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）の改正について」において、用地取得に際し地権者へ引き渡すためのを代替地の取得については、特にその必要性を十分に検討し、代替地として活用されることが確実である範囲にとどめるとともに、既に保有する代替地の一層の活用に努めるべきとされている。 吉備高原都市開発に関連して５筆の代替地が未使用状態で残存している。これは代替地を必要とする地権者及び希望する代替地の把握業務と、実際の代替地の取得業務が連携していなかったためである。事業用地だけでなく、その代替地についても最終的には県が再取得することになるため、未使用状態で代替地が残存することは県にとって二重の負担となってしまう。この点、現行では代替地の取得に際して、同公社と地権者と代替地提供者の三者契約を締結し、地権者と代替地を紐付けて把握することで未使用の代替地が残存することを防止しているとのことであるが、今後も同様の運用によって、未使用代替地が発生することのないようにすべきである。	現在では地権者が代替地を希望する場合には三者契約方式により契約を締結しているので、実質的には公社が代替地を保有することなく代替地を地権者へ引き渡している。 また、今後も地権者が代替地を希望する場合には三者契約方式により契約を締結する予定としている。
③　土地開発公社の先行取得用地の買取り予定価額及び時期を明示した県との用地取得依頼契約の締結	

同公社と県との間で締結される契約書では、再取得の際の予定価額が明示されておらず再取得時における限度額を定めているに過ぎない。 また、買取予定時期についても、第１０条第１項のように用地取得費を支出した翌年度以降４箇年度内とされているのみで明確でない。例えば道路整備関連の用地取得は、次年度の用地取得に向けて県の予算措置ができたものから順次同公社が先行取得しており、通常は次年度において県による再取得がなされている。県の再取得予定時期を４年内とすることは、買取予定時期を明示させることで不明瞭な先行取得を防止させることを要請したものと考えられる。買取予定時期をより明確にすることが望ましいものと考える。	買取時期については、買取予定時期を４箇年以内とし、期限内の早期再取得を促し、再取得時期が遅延しないよう措置しているところである。 買取時期は、事業課予算の確保状況等により、具体の再取得時期が確定するため、先行取得の依頼時点で時期を決定して契約を行うことは困難である。 また、契約時点では再取得の時期が確定していないことから、予定価額を明示することができず、限度額の定めとせざるを得ない。
３２．財団法人岡山県建設技術センター	
（１）指摘内容	
①　建設工事発注用の価格積算資料についての情報セキュリティ管理 同法人は、岡山県土木積算システムを使用して、建設工事発注用の積算資料（設計図書）の作成業務を県又は県下の市町村より受託している。同法人は県の所管部署が直接予定価格の積算を行う場合以外の唯一の外部委託先である。 工事発注用積算資料のデータは、市販の電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存され、県と同法人の担当者間で授受されるが、このデータは県が工事入札を行う際の予定価格の基礎資料となるものであり、明らかに重要な機密情報である。 しかしながら、これらの重要な機密データの取扱いに関して、同法人では情報漏洩に対するセキュリティ関連の内部統制が構築されておらず、直ちに是正が必要である。	設計積算業務で取り扱う重要な機密データについて、情報セキュリティに関するルールを策定するとともに、執務室内の一部に施錠できる保管場所を設置するなど、情報漏洩防止対策を講じた。
②　貸倒引当金の設定 滞留債権の管理はできているものの債権の損失処理や貸倒引当金設定に関するルールが存在しない。今後は、ルール策定を検討すべきである。	債権の損失処理や貸倒引当金に関するルールを策定した。
③　現金実査 小口現金について、実物を調査し帳簿との一致を担当者が確認しているとのことであるが、証跡はなく実施しているかどうかの検証ができない。また、上長による検証も行われていない。今後は実査をした担当者の押印等を実施し、さらに一定期間ごとに上長による再検証を実施するといった内部統制を構築すべきである。	小口現金の管理担当者は、入出金の都度、残高を確認のうえ押印するとともに、１ヶ月ごとに管理担当者以外の者が残高と帳簿が整合していることを確認のうえ押印することとした。
（２）意見	
①　修繕の業者選定手続 同法人は、県営住宅の指定管理者として、	１００万円を超えない修繕工事

県営住宅の入退去、修繕及び家賃収納業務を行っている。 修繕業務に関する業者選定について、１００万円以下の工事について随意契約によっているが、いわゆる相見積り等は行われていない。同法人には、地方自治法は適用されないが、民間の事業者とは異なり、県の公共事業の一部を担う県の外郭団体である以上、同法を準用すべきと考える。	については、入居者からの急を要する修繕にも即時対応できるよう平日はもとより、休日（土曜日、日曜日、祝日、盆及び正月の休暇を含む。）及び夜間においても対応可能な体制を有する業者を募集し、審査の上あらかじめ登録した業者を団地毎に建築、電気、給排水設備の業種で振り分け、随意契約により実施している。 なお、１００万円を超えるものについては岡山県（住宅課）と事前に協議することになっている。
３３．財団法人吉井川水源地域対策基金	
（１）意見	
①　財団法人形態から県の直営事業への変更 同法人は、以前はダム建設により住民の移転先選定等資金貸付事業（昭和５３年度～平成１４年度）や生活再建対策費等交付事業（昭和６１年度～平成１３年度）を行っていた。県が直接住民個人に融資等を行うことは適切ではないため、財団法人形態で事業を行う意義はあったが、これらの事業は既に終了している。 同法人が現在行っている事業は、事務作業に過ぎないが、財団法人という形式を現在も継続しているため、同法人として受け入れた基本財産（平成２３年度末残高１０５，９９３千円）は預金や有価証券として運用されている。 交付事務を行うのみとなった財団がこのような資金を継続して保有していることは、資金が有効活用されていることにはならないものと考える。また、同法人の理事は県の副知事と市長・町長で構成されており、理事会の実質的な運営についての実行性が担保されているのか疑念が残る。 理事会決議により、同法人を解散し県が直営で事業を継続する方が、より望ましいのではないかと考える。 他県の事例として、財団法人沖縄県水源基金は、昭和５４年に多目的ダム等の建設を行う地域におい水源地域の振興対策を講ずる市町村に対して助成等を行うことを目的として設立されているが、平成２４年度に実施事業のほとんどが終了することから、平成２５年度において解散の予定となっている。	当法人は、今般の公益法人制度改革により一般財団法人へ移行する予定としており、移行後は公益目的支出計画を実施し、保有資金を公益に関する事業のために活用することとしている。 また、当法人の理事についても、一般財団法人への移行を機に、首長から課長等へ変更することとしている。 当法人の解散については、今後、当法人のあり方について検討を行う必要が生じた際に、選択肢の一つとして参考としたい。
３４．財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	
（１）指摘内容	
①　施設利用料金の滞納管理 施設利用料金のうち、滞納している未収入分が平成２４年９月度において１１件３，８３２千円あるが、その全額について未収計上されておらず、帳簿外での管理となっている	施設利用料金の滞納が発生した場合には、その滞納先毎の債権管理台帳を作成し、交渉記録等を記録・保管し、厳重な管理をして

うえ、交渉記録等の記録が残されていなかった。発生時に未収計上するとともに、滞納先毎の債権管理台帳を作成し、交渉記録等を記録・保管することが必要である。	いるところである。 しかしながら、滞納による未収入分の未収計上はまだできていないので、今後、その処理方法については、未収計上による処理に改めていく予定である。
②　収入の計上基準 収入全般について、現金主義にて計上しており、発生主義による収益計上を行う必要がある。	発生主義による収益計上はまだ行えていないので、今後は収入全般について、現金主義による計上を改め、発生主義による収益計上に改めていく予定である。
③　予算書における基本財産運用収入 平成２３年度における平成２４年度予算書において基本財産運用収入の予算額が３８０千円と決められていたが、平成２３年度実績は２２１千円であり、予算が過大に見積もられていた。 これは基本財産に大きな変動はないにもかかわらず、かかる収入につき過去の数値を見直すことをしなかったことによるものである。予算を策定するに際して、実態に合わせた合理的な数値を予算として計上する必要がある。	平成２４年度における平成２５年度予算書においては、平成２３年度の実績額を踏まえた金額の見直しを行い、基本財産運用収入の予算額を２００千円と変更しているところである。
④　賞与支給 賞与支給に関する規程がない。しかし、現状賞与について６月と１２月に支給しており、かつ、会計処理上現金主義で計上している。規程を早急に定めて、それに従い計算を行い、承認手続を経て賞与が支給される一連の業務手順を確立する必要がある。また、会計処理上、支給対象期間による期間帰属の状況に応じて引当計上が必要になるものと考える。	平成２５年４月より、給与規程第６条において、諸手当(賞与等)の支給について定めているところである。 また、引当計上については、公益法人会計に関する実務指針を参考として賞与引当金を計上する予定である。
⑤　退職給付引当金 現状同法人は県の規程に準じて退職給付引当金を計上しているが、平成２３年度末時点において計上されている退職給付引当金４，６７６千円について、その計算根拠となる資料が不明なため残高の妥当性について十分な検討ができなかった。 同法人もこの点について認識しており、独自の退職金に関する規程を作成し、役員会において承認を得て平成２４年度より運用するものとしている。今後は、この規程に従い計算された方法により引当金を計上していく必要がある。	平成２４年度より役員会の承認を得た退職金規程を作成し、運用しているところであり、計算根拠を明確にして必要となる引当金を計上しているところである。
⑥　アンケートの集計結果 同法人はアンケートを随時行っているが、その集計結果について特に情報公開していない。 同法人は、県有施設であるヨットハーバーの施設管理の指定管理者であり、県が一部出資している外郭団体である以上、県民からの要望等を取り入れたアンケートの集計結果に	アンケートの集計結果については、今後、インターネット上のホームページ等で広く県民に対し、分かりやすい内容で公表していく予定である。

ついてインターネット上のホームページ等を通じて広く県民に公表し情報公開に積極的に努める必要があるものと考える。	
（２）意見	
①　利用料金 ヨットハーバーの利用料金について、県内の利用者と県外の利用者に対して利用料金に差を設けるべきではないかと考える。 同法人が管理しているヨットハーバーは、その施設の維持管理に県費も使われていることから、県民に優先的に利用が促される必要があるものと考える。またそのための料金設定は、第一義的には県にその設定責任がある と言えるが、特に差を設けるべきか否かの検討をした形跡がなかった。また、同法人は指定管理者として県が条例で定める基準額から一定の範囲内で県の承認を得て料金を独自に設定できることとなっているが、同法人においても特に料金設定に差を設けてはいなかった。 このことから、仮に現状のまま利用料金に差を設けないまま運営していくのであれば、県民に対してその説明を十分に行う責任があるものと考えられ、県との協議を行い、利用料金のあるべき方向性並びに当該施設のあり方について十分に議論を行っていく必要があるものと考える。	利用料金の設定については、県条例で基準額を定め、当法人としては、その基準額から一定の範囲内で県の承認を得て料金を設定していると ころであるが、県内の利用者と県外の利用者に対して利用料金には差を設けていないこと自体が つい ては、ヨットハーバー自体が広く県内外からの利用者を呼び込む観光施設であると いう位置付けで あること、また、特に全国的に年々ヨット保有者が減少していることにより、県外からの利用者に敬遠されかねないという県の方針に基づいての料金設定となっている。そのため、当法人としても県の方針に基づいた利用料金設定を行っているところである。 しかしながら、今後、県で県内の利用者と県外の利用者に対して利用料金に差を設けることについての検討がなされた場合には、当法人としても、県との協議を行いながら、利用料金のあるべき方向性並びに当該施設のあり方について議論を行うものとする。
②　長期修繕計画 長期修繕計画が平成２３年度まで策定されていなかった。同法人の事務局のある施設内の建物は、機能性よりもデザイン性を重要視した建物であり、さまざまな面で修繕の必要性が予想される。 同法人もこの点につき問題意識を持っており、平成２４年１２月までに修繕の必要性について優先順位を付け、修繕計画を立てて県に報告し要請する予定とのことである。 また、一度きりの要請ではなく、修繕計画の随時見直しも含め定期的に報告していく必要があるものと考える。	平成２４年度から、クラブハウスをはじめとした次年度の修繕の必要性について優先順位を付けた要望を県に報告し、県において修繕計画を立て、修繕にあたっているところである。 また、毎年度１２月中には次年度の修繕が必要と思われる箇所について、県と協議を行いながら要請を行っていくこととしている。 なお、県で作成された修繕計画についても、その進捗状況等について県と定期的な状況確認等を行っていくこととしている。
③　利用者数の分析 利用者数の前年度比較等について分析が十分に行われていない。 県所有施設の有効利用の観点から利用者数分析は欠かせない分析であり、比較表を作成する等客観的に分かりやすい資料を作成し、定期的にその資料を用いた検討の場を設けていく必要があるものと思われる。 また、そのような分析についても、できる	利用者数の前年度比較等についての分析は、比較表を作成するなど客観的で分かりやすい資料を作成し、それをもって定期的な事務所内会議等を通じて検討、分析することとしている。 なお、その内容については、役員会や評議員会においても報告を

限り積極的に情報公開を行っていく必要があるものと考える。	行うこととする。 また、その内容の情報公開の方法についても検討していく予定である。
④　施設の有効利用 平成２４年度から、施設利用者等からの要望を受け、指定管理業務として同法人がカフェをオープンさせているが、利用率が低いままで推移している。 可能な限り施設の有効利用のための策を講じる必要があるものと考える。	施設の利用率の向上を図るための有効利用のための策としては、カフェの積極的な広報活動を行い、多くの方にヨットハーバーを訪れてもらえるように努め、もって利用率の向上に努めていく予定である。 また、以前より実施しているヨット教室や海上での写真撮影会等のイベントについても、ホームページ等を通じて広報に努めているところであり、そうしたイベント等の利用者に対してもカフェの利用について積極的に促していく予定である。
⑤　指定管理者としての管理運営状況の報告 同法人の保存している指定管理者としての管理運営状況の報告について、県からの点検結果が記された資料がなかった。 現状、同法人が自己採点して記載したものを県の担当部局に報告し、県においては担当部局において判断した点検結果を、県議会議員による常任委員会にて報告するとともに県ホームページにおいて公表しているが、同法人には県が判断した点検結果が書かれた資料の提示がないままとなっている。 誤解のない意思疎通、共通認識を図るためには、同法人が県から指定管理者としてどのような判断をされたかについて報告を受ける方が望ましいものと考える。 今後は、県が点検結果を何らかの形で同法人に対しても通知するルール作りが必要ではないかと考える。	管理運営状況における県からの点検結果については、県の常任委員会における事業報告と県ホームページによる公表と同時に、当法人に対しても県から報告を受けている。

３５．財団法人倉敷スポーツ公園

（１）指摘内容

①　委託契約の事務 同法人の規程において、５００千円以上の委託契約を締結する際には、起案伺いのほか､原則複数者による見積合わせ又は入札を行うこととされている。 「倉敷スポーツ公園芝管理・除草作業委託」（委託金額　１１，０２５千円）の見積り徴収先は１団体であった。また、「倉敷スポーツ公園植物管理委託」（委託金額１１，４７６千円）については、単独随意契約となっていた。 県内の他の公園の芝管理・除草業務では、複数の業者のよる見積合わせ又は入札が行われており、今後は透明性・公平性を確保した発注方法を検討すべきである。	植物管理委託等については、平成２４年度からは市価に比して「著しく安価で契約できること」を確認した上で随意契約としているが、今後一層、業務の適正かつ効果的な遂行を図るとともに、透明性、公平性を備えた発注の在り方を検討することとしている。

②　退職手当支給規程の改定 同法人は、職員の退職金制度として中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結している。退職手当支給規程において、基本給月額に応じた掛金月額を定めている。掛金の額を増額した場合においても退職手当支給規程の改定はなされないままとなっており実際の拠出掛金と規程との不整合がみられた。規程の改定を適時に行うべきである。	規程の改定により、事業団との掛金金額を、毎年４月に調整することとし、平成２５年度４月から実施している。
③　賞与引当金 同法人は、職員に対し年２回期末手当として賞与を支給している。夏季賞与は１２月から５月までの６ヶ月を計算期間、基準日を６月１日とし６月３０日に支給、冬季賞与は６月から１１月までの６ヶ月を計算期間、基準日を１２月１日とし１２月１０日に支給しており、支給時に全額費用認識している。公益法人会計基準に則り、期末には夏季賞与のうち１２月から３月分を賞与引当金として計上すべきである。	平成２４年度決算から、計上している。
（２）意見	
①　会計間の経費区分 同法人の会計は、一般会計と受託事業特別会計に区分されているが、会計間の経費区分はより精緻に行うことが望ましい。一般会計の収益となるスポーツ教室に従事する職員の給与が全て受託事業特別会計に区分される一方、県からの受託事業にも従事する常勤理事の報酬が全て一般会計に区分されるなど、精緻さに欠ける面があり、今後は区分計算のさらなる精緻化を図ることが望まれる。	平成２５年度からの公益財団法人への移行に伴い、会計区分を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の３区分に改め、区分計算の精緻さを図っている。
３６．財団法人児島湖浄化ｾﾝﾀｰ周辺対策基金	
（１）指摘内容	
①　規程集 同法人の諸規程集は、同法人設立時点である昭和５７年に策定され、それ以降適時更新手続が実施されていない。諸規程類は同法人の事務事業の根幹を支えるものであるため、適時に見直し更新を図る必要がある。	同法人（平成２５年１１月３０日に解散）は、平成２５年度中に同法人の事業と財産を(公財)岡山県下水道公社（以下「公社」という。）に引継ぐこととしており、これに伴い諸規程類は廃止する。
（２）意見	
①　投資の状況及び資産運用規程 同法人の基本財産のうち１００，０００千円が金利変動リスク、流動性リスクの高い仕組債で運用されている。平成２４年３月末における参考時価情報によれば、１００，０００千円の投資有価証券に１９，２１２千円の含み損が生じており、この金額だけ基本財産が逸失していることになる。 現状において、財産運用に関する規程が存在せず、仕組債のようにリスクの高い資産へ	平成２５年度中に同法人の事業と財産を公社に引継ぐこととしており、今後は公社において資産運用を行うことになる。このため、同法人の事業と財産の受入れを踏まえ、公社において資産運用規程を定めており、今後は当該規程に基づき安全性の高い運用が行われるものと考えている。

の運用が防止される体制が万全とはいえない。基金の基本財産を保全するためにも、財産運用に関する規程を設け、これに基づき、安全性の高い運用を行う必要があるものと考える。	
②　基金のあり方 同法人が実施する補助金交付事業は、基本財産３４４，９８１千円の規模に比して、現在実施している事業規模は小さく、独立の基金としての存続意義が薄れていると言わざるを得ない。 県としては、児島湖浄化センター周辺環境への配慮を図りながらも、基金の在り方について見直す必要があるものと考える。例えば、児島湖浄化センターに関係する他の外郭団体との統合や、当該事業自体を県独自の事業として運営することなども視野にいれ、基金の在り方について検討する必要があるものと考える。	児島湖浄化センターの維持管理を行っている財団法人岡山県下水道公社は、構成団体が基金と同一であり基金と一体的に運営することが効率的、効果的であることから、平成２５年度中に同法人の事業と財産を公社に引継ぎ、公社において基金の事業を実施することにより児島湖浄化センターの維持管理と周辺環境整備を一本化し流域下水道事業の円滑な実施を図ることとしている。
３７．財団法人岡山県下水道公社	
（１）指摘内容	
①　業務委託費の精算 同法人は、県より児島湖流域下水道の維持管理業務を受託している。業務委託料は収支相償となるように決定されている。すなわち、業務委託契約において委託料の精算条項が付されており、適正に会計処理した年度決算に基づく委託業務の実施に要した費用が、委託料に満たない場合は、県に返還することとされている。 しかしながら、下水処理に要する薬品のうち年度末において未使用となった在庫残高相当額（平成２４年３月期は６，８９５千円）について、購入時に費用処理され、委託料の精算返還額に含まれていなかった。翌年においては費用計上額が当該残高相当額だけ過小となるため、翌年度返還されていることになるが、薬品未使用相当額だけ１年精算が遅れていたことになる。以降適正な処理を徹底すべきである。	下水処理に要する薬品のうち、年度末において未使用となった在庫残高相当額については、薬品が年度当初から必要であるため、貯蔵品として公社の賃借対照表に資産計上していたが、県の財産であることから、会計処理を改め、平成２５年度からは貸借対照表に計上しないこととしている。
３８．公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター	
（１）指摘内容	
①　賞与支給 賞与について６月と１２月に支給しているが、会計処理上、現金主義で計上している。 公益法人会計基準に則り、支給対象期間により期間帰属の状況に応じて賞与引当金の計上が必要である。	平成２５年３月１４日の理事会において、賞与引当金を計上した平成２４年度補正予算案を議決した。 平成２５年度予算案からは、賞与引当金繰入額及び賞与引当金戻入益を予算計上した案を提出し、議決されている。
②　アンケートの集計結果	

アンケートを随時行っているが、その集計結果について特に情報公開していない。 同法人は、県が一部出資している外郭団体である以上、県民からの要望等を取り入れたアンケートの集計結果についてインターネット上のホームページ等を通じて広く県民に公表し、情報公開に積極的に努める必要があるものと考える。	平成２４年中に実施した不当要求防止責任者講習で集計したアンケート結果については、平成２５年１月から企業対象、行政対象の別に岡山県暴力追放運動推進センターのホームページに掲載し、広く県民に公表している。
（２）意見	
①　中長期経営計画の策定 同法人において、現状では中長期にかかる計画が策定されていない。 公益事業に取り組んでいるとはいえ、同法人を維持存続するためには行動に伴った損益とキャッシュ・フローの状況の把握は必要である。今後は中長期の行動計画を策定すると同時に、それを財務数値に置き換えてそれらを両輪として事業運営に資する計画を策定する必要があるものと考える。	平成２５年度において、中長期経営計画を策定予定である。
②　基本財産で運用している有価証券 基本財産を有価証券で運用しているもののうち、満期保有目的で運用している有価証券が為替変動リスク等を有する仕組債により運用されていた。 満期保有目的で、満期時には元本を保証されている債券ではあるが、５００，０００千円の投資有価証券に１７８，５１５千円の含み損が生じているのが実態であり、この金額だけ基本財産が毀損している。 同法人の保有している公社債の一つは、民間の格付機関において投機的格付けとされている。これは、定款及び資金運用規程による確実な有価証券または可能な限り高い運用益が得られる方法で運用するとしている趣旨に抵触しているものと考える。 今後は、定款及び資金運用規程の趣旨を踏まえて、資産運用に関して為替相場の変動による金利変動リスク等が高い資産ではなく、より安全性の高い資産での運用を実施すべきものと考える。	投機的格付けとされた仕組債については、平成２４年６月に早期償還されており、額面金額元本の返還と利息の収益を得た上でより安全な債券に運用替えしている。 また、平成２５年３月に早期償還された仕組債については、意見に従い、固定利率の国内債券を取得して運用している。
③　小口現金の管理 小口現金について、定期的に現金残高の実査はされているが、その実査の実施方法について明確なマニュアルは作成していない。今後は、現金管理についてのマニュアルを作成し、日々実査を行い残高の確認を行っていくように取り組んでいく必要があるものと考える。	経理規程に加え、新たに「小口現金の取扱いに関する内規」を定めて、これまでの小口現金の支出伺いの際の確認に加え、毎月１０日及び２０日に残高及び金種について確認するよう改善した。
④　有形固定資産の現物管理 同法人が保有する車両や備品に対する有形固定資産の実査が実施されていない。有形固定資産については、残高の実在性を担保する観点から、マニュアル等を作成し、定期的に実査する必要がある。	経理規程に加え、新たに「固定資産の管理に関する内規」を定めて、全ての有形固定資産（車両や備品）に管理番号を付したタグを付けて、現物管理・定期点検するよう改善した。

⑤　人件費の各事業への配賦基準 各事業への人件費の配賦について、担当者より日々の事業の状況等から適当と思われる配賦割合を用いて配賦計算を行っているとのことである。しかし、客観的に検証可能なルールに基づくものではないため、配賦が妥当であるのか明確に判断ができない状況にある。 採用する配賦基準につき事前に理事長決裁等の承認手続を経て、事後段階においては毎年その指標の妥当性について検討することで、一定の合理性を確保する必要があるものと考える。	人件費の各事業への配賦については、毎年度、前年度の事業結果を踏まえて見直しを行い、理事長の決裁を受けて、予算に反映するよう改善した。